

2-2 フォーラム等の民間標準化機関

目次

- 2-2-1 IEEE
- 2-2-2 IETF
- 2-2-3 3GPP
- 2-2-4 oneM2M
- 2-2-5 BBF
- 2-2-6 MEF
- 2-2-7 W3C

2-2節「フォーラム等の民間標準機関」の目次構成を示す。

フォーラム系の標準化機関としては、目次に示す8つの機関を選定した。

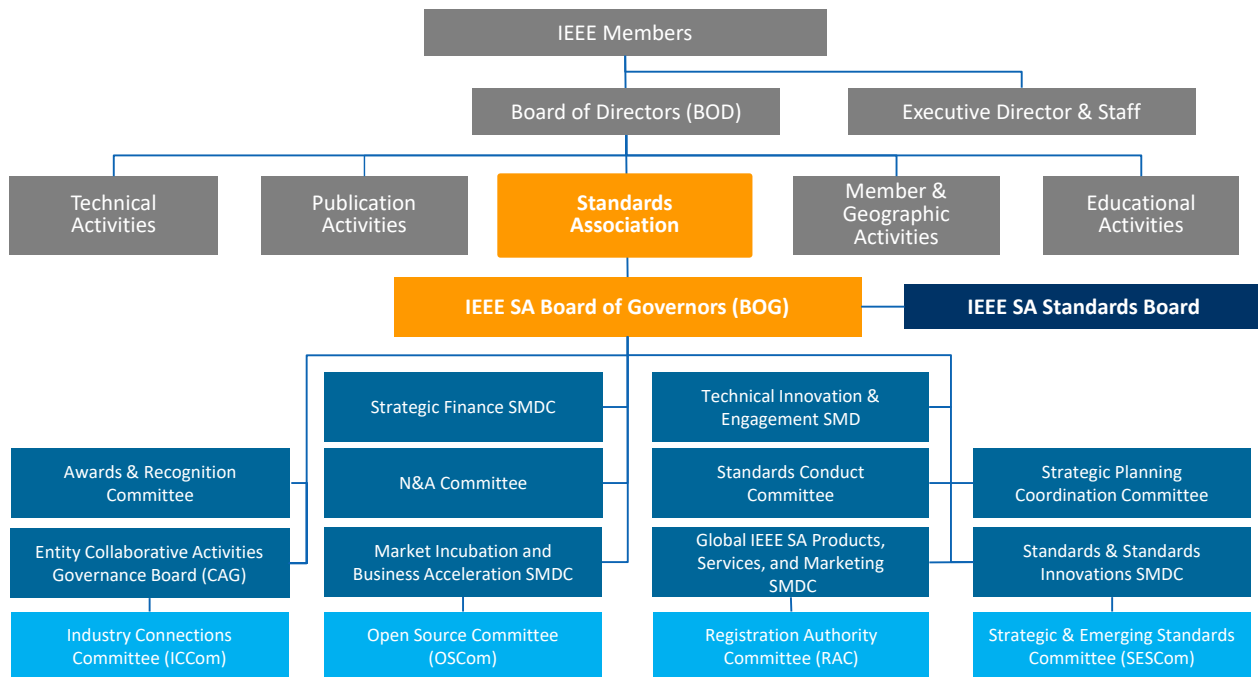
情報通信分野においてITU-Tと関連が深い(リエゾン関係など)民間標準化機関である。

注) 以下では、フォーラムの英語の組織名称などを日本語訳しているが、理解しやすい様に訳したものであり、公式な日本語名称ではない。

IEEEの概要、目的

- ◆ IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) は、米国に本部を持つ通信、電子、情報工学とその関連分野の学会である。
- ◆ 39のSocietyと8のTechnical Councilと呼ばれる専門分野の分科会を持つ。(2024年12月時点)
- ◆ 学会の開催、論文誌の発行等研究者を対象とした学会活動のみならず、専門委員会を設置して、最先端技術の国際標準化のための業界向け活動も極めて活発に行っている。
- ◆ 標準化活動を体系的、効率的に行うため、1973年にIEEE Standards Boardが設立された。現在は、IEEE Standards Bodyが発展的に解消し、1998年に設置されたIEEE-SA (IEEE Standards Association) が標準化を行っている。

IEEE-SAの構成



IEEE-SAの組織構成

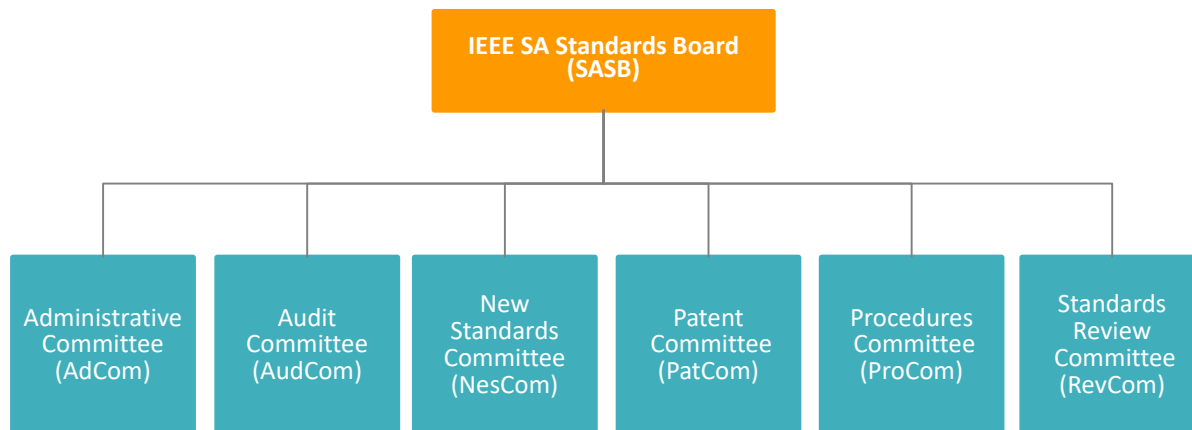
(出典 : [IEEE-SA Standards Board \(SASB\) New Members Orientation資料](https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf))

図は、[IEEE-SA Standards Board \(SASB\) New Members Orientation資料](https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf)

(https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf) より引用。

- ◆ IEEE-SAは、IEEE理事会 (BoG : Board of Governors) により託された「標準化」目的の組織で、グローバルな標準化プログラムを提供し、グローバルレベルでの有効性、普及を保証することが主要任務である。
- ◆ BoG (Board of Governors) : 標準化成果のとりまとめや関連サービスを提供し、IEEE-SAが世界標準の開発及び普及のリーダーとして機能し、世界的な専門技術集団であるIEEEの名声獲得に必要な役割を担っている。
- ◆ IEEE-SASB (Standards Board) : BOGによって設立され、IEEE標準の作成と改訂作業を調整を担う。IEEE-SASBは標準化プログラムを開始し、「合意のレベル」、「手続きの適正度」、「公開性」、「均衡性」等のチェックを行う。実際には傘下に下記の委員会等を設置して運営している。
- ◆ 主な委員会
 - ICom (Industry Connections Committee) : 提案されたIndustry Connections ActivitiesがIEEEの目的とスコープの範囲内であることを確認し、IEEE-SASBに承認や活動停止の勧告を行う。
 - OCom (Open Source Committee) : IEEE標準に組み込まれたIEEEオープンソースプロジェクトを含む、IEEEオープンソースプロジェクトの指導、監視、ライフサイクル管理のサポートを提供する。
 - RAC (Registration Authority Committee) : IEEE登録局(IEEE Registration Authority)の監視委員会であり、国際的な範囲で標準開発組織が明確で持続可能な登録機関を設立するのを支援する。
 - SESCom (Strategic & Emerging Standards Committee) : 活発な標準委員会が存在しない IEEEの関心分野における新規、戦略的、または新興の標準開発プロジェクトの立ち上げ、指導、管理を支援する。

IEEE-SASBの構成



IEEE-SA SBの組織構成

(出典：[IEEE-SA Standards Board \(SASB\) New Members Orientation資料](https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf))

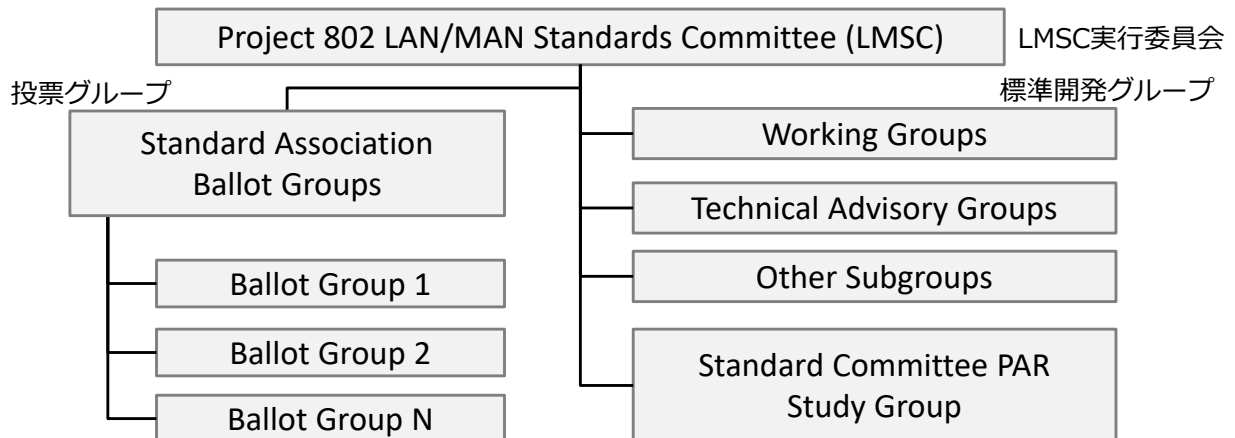
図は、[IEEE-SA Standards Board \(SASB\) New Members Orientation資料](https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf)

(https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/sasb/nmo_SASB-Chair.pdf) より引用。

- ◆ 標準の承認プロセスに関する委員会 (Standards Approval Process)
 - NesCom (New Standards Committee) : 新規標準化の範囲、目的の可否を確認し、承認をIEEE-SASBに勧告。
 - RevCom(Standards Review Committee) : 新規又は改訂標準の採択、維持、破棄をIEEE-SASBに勧告。
- ◆ 標準プロセスの管理に関する委員会 (Process Control)
 - AudCom (Audit Committee) : 標準化作業全般を監査する。
 - PatCom (Patent Committee) : 標準仕様で利用される特許の情報を管理する。
 - ProCom (Procedures Committee) : IEEE-SASB及びその傘下のComに対し必要に応じ手続きの変更、改善を提起する。
 - AdCom (Administrative Committee) : 通常会合の日程計画などを調整する。

実行組織WG

- ◆ 前頁は、IEEE標準化活動全てに関わる管理・監督のための組織であり、予め定められた規則に従い、定期的開催される。
- ◆ 個々のプログラムは技術内容、期間、関係者が異なることから、プログラムごとにWG (Working Group) が構成され、数年に亘るプロジェクトとして実行される。
- ◆ 一例として、IEEE 802 LMSC (LAN/MAN Standards Committee) 内に構成されるWGの位置付けを下図に示す。



IEEE 802 標準化委員会 (LMSC) 内のWGの位置付け

(出典 : [IEEE 802 LAN/MAN STANDARDS COMMITTEE \(LMSC\) OPERATIONS MANUAL](https://mentor.ieee.org/802-ec/dcn/17/ec-17-0090-26-0PNP-ieee-802-lmsc-operations-manual.pdf))

図は、[IEEE 802 LAN/MAN STANDARDS COMMITTEE \(LMSC\) OPERATIONS MANUAL](https://mentor.ieee.org/802-ec/dcn/17/ec-17-0090-26-0PNP-ieee-802-lmsc-operations-manual.pdf) (https://mentor.ieee.org/802-ec/dcn/17/ec-17-0090-26-0PNP-ieee-802-lmsc-operations-manual.pdf) より引用。

IEEE標準化の実行組織として、代表的なIEEE802 LMSC (LAN/MAN Standards Committee) を例に説明する。本委員会は、IEEE標準化規格のうち、LAN/MANの規格全般の策定を行っており、1980年2月に活動を開始したことから802と呼ばれている。

LMSCは傘下に標準作成のための実働グループと作成した最終標準草案の採否を決定するための投票グループ (Standard Association Balloting Groups) を持っている。

図に示すように、標準作成グループとしてはWG (Working Group) 、TAG (Technical Advisory Group) が設置されており、各WG/TAGはLMSC に報告する形となっている。

LMSCの各WGは、CSMA/CDプロトコルの物理層とデータリンク層の一部の仕様化が担務であり、そのためのTF (Task Force) の設置など自身の運営ルールを規定できるが、LMSCで規定される基本ルールが優先される。

TAGはRegulationやCoexistence条件など複数のWGに跨るトピックスの検討グループである。

一方、IEEEの各Society (LMSCの場合はCS : Computer Society) は、標準化のスポンサーとなり、WG等で作成した標準草案の承認のために、幾つかの投票グループ(Ballot Groups)を予め技術分野ごとに設置している。LMSCは、そのうちLAN/MANに関する技術標準に関係する投票グループの運営に責任を持っている。LMSCは、標準化の実行組織としてはあくまでIEEE-SA傘下の組織であるが、IEEE CSのSAB (Standards Activity Board) への報告義務がある。

WG内の構成は付録を参照のこと。

組織規定

◆ 標準化の基本原則

直接参加 [Direct participation]	有望なアイデアの発案者と、ベストプラクティスまたは標準の開始を決定する仲間のグループとの間に仲介者が存在せず、世界中の任意の場所から個人または組織が提案を提出する能力がある場合ことができること。
デュープロセス [Due Process]	すべての参加者の間で透明性のある方法で公平かつ公正に決定が行われ、プロセスを支配する当事者がいない場合こと。
広範なコンセンサス [Broad consensus]	すべての観点が考慮され、参加者の過半数または過半数によって決定された決定で対処され、基準の作成において個人または組織が不当な力を行使しないこと。
バランス [Balance]	プロセスが特定の個人、組織、または利益グループによって支配されないように、多数の利害関係者が参加する機会を提供するための措置がとられること。
透明性 [Transparency]	参加者が関与と意思決定の指針となるルールを理解できるように、標準が策定されるプロセスと手順が広く利用可能であること。意思決定の記録と、意思決定に至るまでに使用された支援資料にアクセスできること。
広範なオープン性 [Broad openness]	プロセスの最初から、関与する機会に関して、世界中の聴衆と潜在的な利害関係者に適切な通知が与えられること。すべての基準の最終的な承認と採択の前に、パブリックコメント期間が設けられていること。
一貫性 [Coherence]	IEEEが標準の開発において、業界、政府、協会、およびその他多数の組織と調整する場所こと。
開発ディメンション [Development dimension]	開発途上国の参加者が、広範囲または長距離の移動なしに、たとえば正式なコンセンサス投票中にコメントを提出するなどして、IEEE標準の開発に電子的に関与するよう奨励される場所こと。世界中の誰もがIEEE標準の開発に参加でき、IEEEは開発途上国の個人と団体の両方に手を差し伸べる働きかける努力をしていますこと。

IEEEの標準化文書は擬似法律文書の如きもので、法的な実証あるいは反論の証拠として使用される場合もあり、また政府あるいは規制当局が最終的にその国の規制条件とする場合もあるので、大変重要である。

米国内に適用される様々な標準の全体調整を行うANSI (The American National Standards Institute) では米国の社会、市場ニーズに適合する技術の標準化に当たって守るべき幾つかの基本的な原則を謳っており、IEEEではそのうち特に表に示す5原則を“Five Basic Principles”として、標準化の作成、承認に至るプロセスごとにこれらの原則をベースとした手続きを規定していた。

- ・ デュープロセス [Due Process] : 具体的手順を確立し、それを公表し、それに関係者全員が従うこと。
- ・ オープン性 [Openness] : 万人に対して標準化プロセスへのアクセスと関連会合への参加機会を保証すること。
- ・ コンセンサス [Consensus] : 議決においては一定数以上の大多数 (the majority) の賛同を得るべきこと。
- ・ バランス [Balance] : 投票グループを形成するときには多様な利害関係のバランスを確保し、特定メンバー、グループによる圧倒的な影響力の排除に努めなければならない。
- ・ 抗議の権利 [Right of Appeal] : 審判請求 (Appeal) は誰でも、また、プロセス上のどの時点においても可能である。

2020年8月、IEEEは、世界的な標準開発組織として、新たに標準化の基本8原則を規定した。これらの原則は、利害関係者や利害関係者間の自発的な協力のためのコミュニティを提供し、優れた技術、グローバルな相互運用性、イノベーションを可能にして、経済成長と社会の繁栄を促進する。

標準化手続きに関しては、本テキストでは個人標準化プログラムについて説明している。法人の参加方法については、法人向けの参加手引きを参照のこと。

[個人向けIEEE SAへの参加手引き](https://standards.ieee.org/about/membership/individuals/) <https://standards.ieee.org/about/membership/individuals/>

[法人向けIEEE SAへの参加手引き](https://standards.ieee.org/about/membership/organizations/) <https://standards.ieee.org/about/membership/organizations/>

IEEEの標準化プロセスでは、IEEE Societyが標準化プロジェクトのスポンサーとなり、Society傘下の標準化委員会SC (Standards Committee) にWG (Working Group) を設置して標準化ドラフト作成を進める。WGでの標準作成プロセスでは、SCやWG毎にポリシーや手続きがあり、SCやWG毎に規定され、ウェブサイトに公開されている。

付録に一例としてComputer Society傘下のSCのポリシーと手続きのURLを示している。

メンバ - 会員種別、資格 -

◆ IEEE-SAの会員には個人会員と法人会員がある。

(1) 個人会員 (Individual Membership)

- 個人標準化プロジェクトへ参加でき、投票権を有する。
- 新しい個人標準化プロジェクトを開始できる。
- WG議長となる被選挙権を有する。
- IEEE-SA Board of Governorsとその選挙に参加できる。

(2) 法人会員 (Entity Membership)

個人会員の資格に加えて、下記の資格が与えられる。

- 法人標準化ワークグループへ参加でき、投票権を有する。
- CAG (Corporate Advisory Group) への参加により、39ある IEEE Societyに属さない新技術の標準化関連情報に接することができると共に、それに関するプロジェクトのスポンサーとして申請できる。

IEEE-SAの会員には個人会員と法人会員があり、それぞれに特徴、利点があるが、対象となる技術の大半は個人標準化プロジェクトとして進められるため、純個人会員として参加するのが通例である。

個人会員の 特徴・資格等は上記以外に下記等もある。

- 毎月、IEEE-SAのNews、Newsletterを入手できる。
- IEEE標準の購入で割引を受けられる。
- IEEE Electrification Magazineのデジタル版へのアクセス

WG会合での投票権は、会合への出席した個人に出席回数などで与えられるため、投票権維持には継続して参加する必要がある。出席回数などは標準化委員会SC (Standards Committee) 毎に規定されている。(過去4回の会合のうち、2回以上出席していることなど。)

以上は正式IEEE-SA会員に与えられる資格であるが、標準草案を議論するWG (Working Group) 会合へは参加費を払えば非会員でも参加できる。

法人会員の 特徴・資格等は上記に加えて、下記の資格等も与えられる。

- WGへの無制限 (オブザーバ) の参加
- 法人標準化プロジェクトにおける無制限のスポンサー投票 (Sponsor Ballot)
- IEEE-SA CAG及びBoGの選挙への参加
- 法人標準化プロジェクトのニュースレター、ニュース、イベント等へのアクセスと購読
- IEEE標準の購入における割引
- 無制限の法人標準化プロジェクトでの投票権
- 新しい法人標準化プロジェクトの開始
- 法人標準化プロジェクトのWGの責任者の被選挙資格

現在のメンバ企業 <https://standards.ieee.org/about/membership/organizations/full-member-listing/>

メンバの会費や入会方法については付録を参照のこと。

2-2-1 IEEE

標準化項目 - IEEEの技術分野 -

◆ 標準化開発中の分野別のプロジェクト数の一覧を示す。(2024年12月時点)

技術分野	Project数	技術分野	Project数	技術分野	Project数
Aerospace Electronics	5	Antennas Propagation	5	Batteries	42
Blockchain	75	Communications	276	Computer Technology	402
Consumer Electronics	4	Cybersecurity	47	Electromagnetic Compatibility	20
Green and Clean	0	Healthcare IT	1169	Industry Applications	547
Instrumentation and Measurement	76	Nanotechnology	1	National Electrical Safety Code (NESC)	1169
Nuclear Power	68	Power and Energy	601	Power Electronics	54
Smart Grid	10	Software and Systems	112	Transportation	81
		Wired and Wireless Communications	4		

(出典:[IEEE-SA Webサイト](https://standards.ieee.org/standard/))

2 - 70

IEEE-SAで標準化開発中の分野別のプロジェクト数(2024年12月時点)は、[IEEE SA – Standards](https://standards.ieee.org/standard/) : <https://standards.ieee.org/standard/> を参照のこと。

IEEE標準の条件は下記であり、カバーする代表的な技術分野は上記の通り。

- ① グローバルに関心と呼ぶ新技術であること、
- ② 標準化技術の寿命を考慮すべきこと、
- ③ 規制との調和が可能なこと、
- ④ Societyの発展に資すること等の条件に沿うことが求められる。

新技術開発と普及に伴って、標準化の技術分野の範囲は今後も拡大していく。

2-2-1 IEEE

標準化項目 - IEEEの技術分野 -

◆ 標準化開発中の分野別のプロジェクト数の一覧を示す。(2024年12月時点)

技術分野	Project数	技術分野	Project数
Aerospace Electronics	5	Antennas Propagation	5
Batteries	42	Blockchain	75
Communications	276	Computer Technology	402
Consumer Electronics	4	Cybersecurity	47
Electromagnetic Compatibility	20	Green and Clean	0
Healthcare IT	1169	Industry Applications	547
Instrumentation and Measurement	76	Nanotechnology	1
National Electrical Safety Code (NESC)	1169	Nuclear Power	68
Power and Energy	601	Power Electronics	54
Smart Grid	10	Software and Systems	112
Transportation	81	Wired and Wireless Communications	4

(出典: [IEEE-SA Webサイト](https://standards.ieee.org/standard/))

2 - 71

IEEE-SAで標準化開発中の分野別のプロジェクト数(2024年12月時点)は、[IEEE SA – Standards](https://standards.ieee.org/standard/) : <https://standards.ieee.org/standard/> を参照のこと。

IEEE標準の条件は下記であり、カバーする代表的な技術分野は上記の通り。

- ① グローバルに関心と呼ぶ新技術であること、
- ② 標準化技術の寿命を考慮すべきこと、
- ③ 規制との調和が可能なこと、
- ④ Societyの発展に資すること等の条件に沿うことが求められる。

新技術開発と普及に伴って、標準化の技術分野の範囲は今後も拡大していく。

作成ドキュメント

文書	Standard	必須要件を記述した標準文書。
	Recommended Practice	実施手順を記述したIEEEとしての勧告文書。
	Guide	複数の代替方法のある中の最良の方法を示す指針文書。
	Trial-Use standard	上記3種の試行文書で、有効期間は発行日から3年以内。試行期間中にコメントが無いと、手続き後に正式文書化される。
種別	New	他の標準化文書の置換や修正を伴わない新規文書。
	Revision	既存標準の全面的な改訂および置換を行う文書。
	Amendment	既存標準の一部に技術的な変更やスコープ拡張を加えた文書。
	Corrigendum	既存文書に編集上誤りや技術的訂正をした文書。
	Erratum	既存文書の文法上の誤り、誤字の訂正をした程度の文書。
Status	Developing	標準として承認される前段階にある草案レベルのもの。
	Active	IEEE-SASBで正式承認された標準文書で、まだ、「Inactive」状態に未移行のもの。
	Inactive	「Active」状態から移行したレビューや内容の正確性検証の対象にならないものもの。

IEEEで作成されるドキュメントの文書、種別、ステータスは上記の表の通りである。

各標準文書は、IEEE-SASBによって承認されてから10年以内に、定期的にレビューされ改訂 (revise) される。

あるいは、10年後 (カレンダー年の末) に「Inactive」状態に移され、「historical reference」として保存される。標準文書が「Inactive」状態に移行した場合、それに含まれるAmendmentやCorrigendumも「Inactive」状態になる。

すでに有用でなく、内容が陳腐化し、又は誤りのある標準文書は、10年を待たずに、スポンサーによって「Active」から廃止に移行されるよう勧告される。

廃止への移行は、スポンサー投票により50%以上の投票と、その有効投票の75%以上の賛成で決定される。

出典 : [Standards Board Operations Manual](https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/documents/other/sb_om.pdf) (https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/documents/other/sb_om.pdf)

作成ドキュメント - 文書番号 -

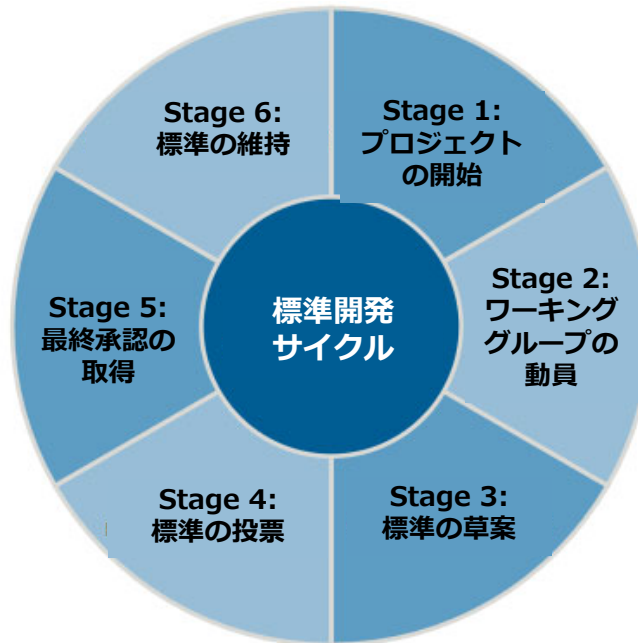
- ◆ IEEEの標準化プロジェクト番号 (ドキュメント番号) は、IEEE-SASBのNesComで決定される。(Project番号にはPが付く。標準ドキュメント番号はPをはずしたもの。)
 - 全ProjectはPAR (Project Authorization Request) の到着順にナンバリングする。(P1905, P1906, ..等)
 - 修正、追加 (Amendment) の場合、既存番号に英小文字a,b,c..を付ける。26文字使い切るとaa, ab, ac, ..を付ける。(P1905a, P1905b, .., P1905aa, .. 等)
 - 基本プロジェクト (親) の関連プロジェクトには親番号.xの番号を付ける。(P1905.1, P1905.2, ..等)
- ◆ ドキュメント例
 - IEEE 802.3の有線LANの標準は、当初10Mbpsの標準で始まり、100BASE-TX技術の追加で802.3u、1000BASE-T技術の追加で802.3ab、10GBASE-T技術の追加で802.3an等が追加・修正として標準化されてきている。802.3u, 802.3ab, 802.3anは追加作業途上の番号、追加部分の標準ドキュメントであり、最終的には802.3の標準ドキュメントに盛り込まれる。IEEE 802.3(2012)など () 内の年数も重要であり、年数により含まれている技術が異なる。

IEEEの標準化プロジェクト (ドキュメント番号) はIEEE-SASBの常設委員会であるNesCom (New Standards Committee) により、下記のルールでナンバリングが行われる。目的は各標準化プロジェクトのグループ分けと、amendmentsやcorrigenda等の識別である。

基本的には、PAR到着順にNesComでナンバリングしているが、例外としてSC (Standard Committee) 名や技術領域などを基本番号にしているものもある。802.xなどは、802 LMSCのSC番号を基本番号としている。

[ナンバリング規則の詳細](https://mentor.ieee.org/myproject/Public/mytools/init/parnum.pdf) <https://mentor.ieee.org/myproject/Public/mytools/init/parnum.pdf>

標準開発サイクル



IEEE標準開発サイクル

出典 : <https://standards.ieee.org/develop/>

IEEE標準開発サイクルは、6つのステージで構成されている。

◆Stage 1:Initiating the Project(プロジェクトの開始)

標準プロジェクトは、PAR(Project Authorization Request)が承認されるまで存在しない。新規または既存の研究グループは通常、PARを作成するのに6か月かかる。承認されたPARにより、ワーキンググループは標準草案の開発を進めることができる。PARが承認されると、完了までに4年かかる。

◆Stage 2:Mobilizing the Working Group(ワーキンググループの動員)

IEEE SASBが新しい標準の開発要求を承認すると、標準開発活動に従事するワーキンググループを設立する。ワーキンググループは、標準の開発に自発的に参加する個人または団体(企業、組織、非営利団体、政府機関)で構成される。

◆Stage 3:Drafting the Standard(標準の草案)

一般に、ワーキンググループは標準開発の過程で、草案作成(drafting)段階、投票(balloting)段階(MEC:Mandatory Editorial Coordination)、および SASB承認後の出版(publishing)段階の3回、編集スタッフと対話する。

◆Stage 4:Balloting the Standard(標準の投票)

標準草案がワーキンググループによって検討、最終決定され、承認されると、標準委員会に提出され、個人または団体(企業、組織など)からなる投票グループが形成される。IEEE SA 投票とともに60日間のIEEE SAパブリックレビューが行われる。

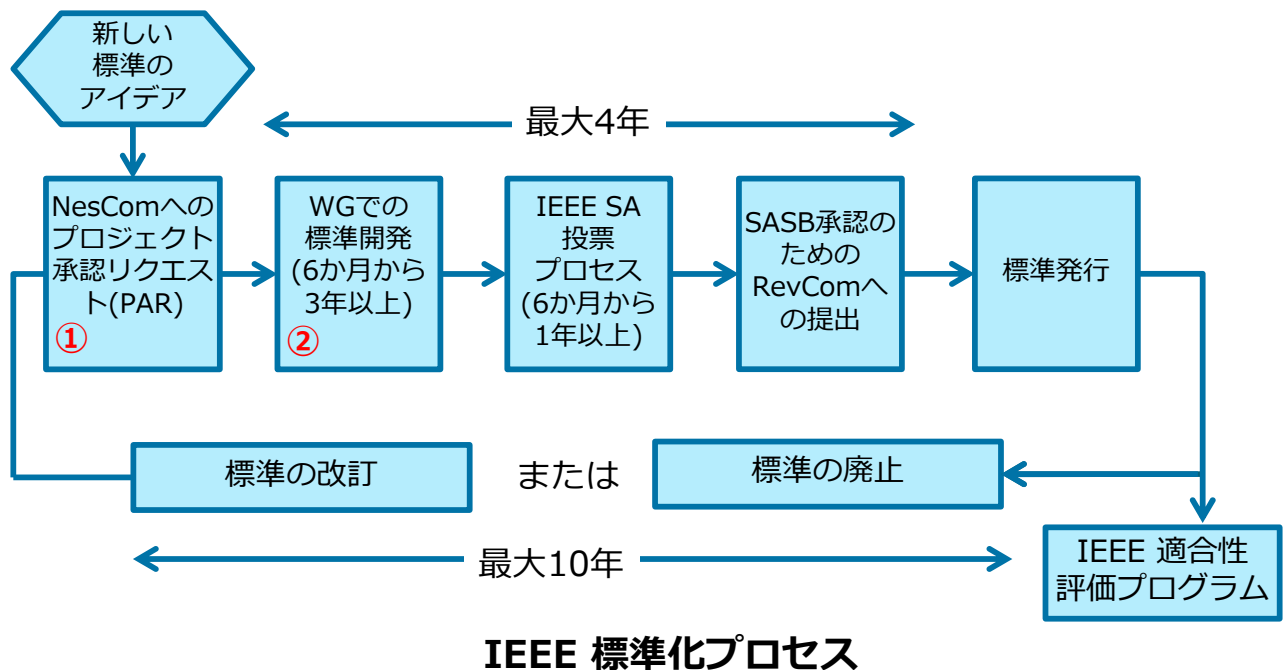
◆Stage 5:Gaining the Final Approval(最終承認の取得)

IEEE SA投票プロセスが正常に完了すると、標準草案が審査委員会(RevCom)に提出され、レビューされ、承認を得るためにIEEE SASBに提出される。IEEE SASBによる最終承認後、承認された標準が発行され、配布および購入できるようになる。

◆Stage 6:Maintaining the Standard(標準の維持)

IEEE標準は、IEEE SA 標準委員会の承認年から10年間有効である。10年の期間内に、市場の状況やその他の要因に基づいて繰り返し修正、修正、調整、および/または更新される。撤回される可能性もある。

標準化プロセス



出典：IEEE-SA Webサイト

標準化プロセスのフロー図は、[IEEE-SA Webサイト](https://sagroups.ieee.org/osspg/wp-content/uploads/sites/485/2022/02/IEEE-SA-Standards-Development-Process-Overview-2022.pdf)より引用。

(<https://sagroups.ieee.org/osspg/wp-content/uploads/sites/485/2022/02/IEEE-SA-Standards-Development-Process-Overview-2022.pdf>)

標準化プログラムは標準策定に至る形態の違いにより個人標準化プログラムと法人標準化プログラムの2つの方法がある。

IEEE標準の大半は個人標準化プログラムによっているので、以下は個人プログラムのプロセスを説明する。法人プログラムの概要は付録に記載の法人標準化プログラムの手引きのURLを参照のこと。

上記は個人標準化プロセス全体のフロー図である。

- 標準化の提案(PAR:Project Authorization Request)があり、NesComにてプロジェクト発足の承認プロセスが実施される①。
- プロジェクトが承認されるとWGが発足し、WGで標準ドラフトを作成する②。
- WGでの標準草案作業が終了すると、IEEE SAにて投票が行われる。スポンサーは当該技術の利害関係者のバランスを考慮した投票グループ(Balloting Group)を前もって構成しておく。75%以上の賛成で承認される。
- 標準の最終的な正式承認はIEEE-SASBで行われる。IEEE-SASBのRevComで文書が規定ルールに則しているかのチェックが行われ、IEEE-SASBで承認される。
- IEEE-SASBで承認され、標準ドキュメントが完成し発行される (Standard Publication)。
- この期間が最大4年とされている。
- また、発行後IEEE 適合性評価プログラム(IEEE Conformance Assessment Program)にて10年間の期間内に見直しを行う。
見直しの結果、改訂が必要な場合は、再度PARの手続きから開始される。
見直しの結果、廃止と判断されると、「非アクティブ」というラベルが付けられ、履歴参照用に予約される。

①プロジェクト承認プロセスと②WG内のプロセス詳細は付録を参照のこと。

標準化プロセス - PAR & 5 Criteria -

◆ PAR (Project Authorization Request)

- IEEEの標準化プロジェクトの作業開始を承認する公式文書。
- 標準化の範囲、目的、必要性などを記載。

◆ 5 Criteria

- IEEE標準は、下記5つの基準を満たすことが必要。

Broad Market Potential	広い適用例、多数のベンダが存在する。
Compatibility	全ての関連標準と整合性があること。
Distinct Identity	他の標準と異なり、重複がないこと。
Technical Feasibility	技術およびシステムの実現性があること。 確認済みの個別技術、合理的な試験方法、信頼性。
Economic Feasibility	合理的なコストパフォーマンス、導入コスト。

前ページの標準化プロセスの①Project Approval Processで重要となるPARと 5 Criteriaについて説明する。

PARとは個人、法人標準化プログラムの如何に係らず、IEEEの標準化プロジェクト（新規、改訂、修正を含む）の作業開始を正式承認するための公式文書である。

（PARは標準化プロジェクト単位で作成され、この単位でWGが設置される。）

IEEE-SASBでの正式承認後、WG議長とスポンサーの署名によって発効し、その後の全作業工程がIEEEの免責保証下に入り、かつ著作権をIEEEに譲渡することを意味するので、重要である。

PARの項目は、標準化の範囲、目的、必要性等である。

[PAR項目の詳細](https://standards.ieee.org/faqs/pars/) <https://standards.ieee.org/faqs/pars/>

PARの作成に進むかどうかの可否判断の基礎資料となるのが、5 Criteriaの満足度である。

SGは先ずこの5つの基準を満たすことを示し、その上でPARを作成する。

- ① Broad Market Potential：特に、広い適用例が想定できること、多数のベンダとユーザが存在すること。（802.3では、現行LANとのコストバランスがとれていること。）
- ② Compatibility：全ての関連標準との整合性があること。（802.3では特に802.3 MAC標準との整合性、SNMPと整合するManaged Objectを定義していること等を求めている。）
- ③ Distinct Identity：同一SC内の他の標準と実質的に異なること（重複がないこと）、1つの問題に対して唯一の解となっていること、関連仕様群の中で当該仕様の判別が容易であること。（802.3では同様に802.3関連仕様群の中から用意に判別可能なことを規定している。）
- ④ Technical Feasibility：提案技術の技術的実現性、特に、標準草案で示されるシステムの実現性、確認済みの個別技術、合理的な試験法、信頼性の確認を含めて示すこと。（802では特に免許未取得のデバイスを用いた無線系技術の標準プロジェクトを提案する場合はCA (Coexistence Assurance：共存保証) の文書の作成と同時に既存無線システムとの共存条件を満足させなければならない。）
- ⑤ Economic Feasibility：想定される適用例に対し、少なくとも、既知のコスト要因と信頼し得るデータ、合理的なコストパフォーマンス、導入コストの検討結果等を示すこと。

[IEEE 802 Operations Manual](https://mentor.ieee.org/802-ec/dcn/17/ec-17-0090-26-0PNP-ieee-802-lmsc-operations-manual.pdf) <https://mentor.ieee.org/802-ec/dcn/17/ec-17-0090-26-0PNP-ieee-802-lmsc-operations-manual.pdf>

IETFの概要、目的 (1)

- ◆ IETF (Internet Engineering Task Force) は、1986年に始まったインターネットに関する技術の標準化について検討を行う組織(SDO: Standards Development Organization)である。
- ◆ ただし、法人ではなく、会員制を取ってもない。活動の大部分は個人の参加者 (国や企業ではない) によって行われている。
- ◆ 一般的な標準化機関とはかなり異なる特徴を有しており、標準化について検討する「場」、ないし「環境」という表現が適切。
- ◆ 標準化検討の場としてメーリングリストに重きを置いており、動向調査に必要な情報もほとんどがウェブとメールを介して得られる。

IETFの概要、目的 (2)

◆ IETFの目指すところ

- IETFはインターネット技術の発展のために貢献する人々の自己管理されたグループである。
- 新しいインターネット標準仕様の開発に積極的に関与する団体である。

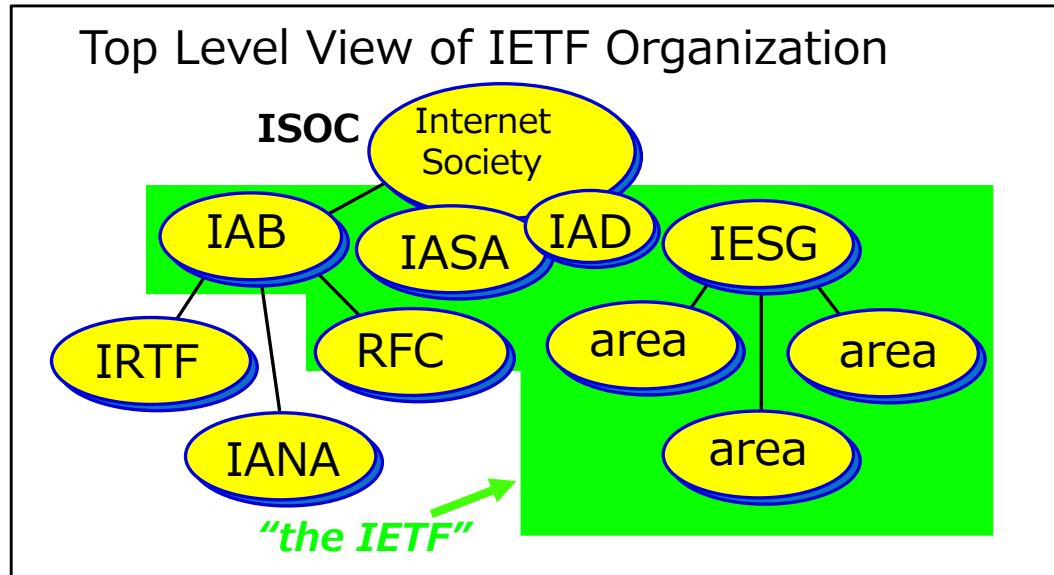
◆ IETFのミッション

- IETFのミッション宣言書 [BCP95 : RFC3935] で定義されている。
- “IETFの目標はインターネットをよりよく機能させることである。IETFのミッションは、インターネットがより良く機能するように、インターネットの設計法、利用法、管理法に影響を与える高品質で適切な技術的・工学的文書を作成することである。その種の文書の例として、プロトコル標準、現在の最良の実施方法 (BCP)、および様々な情報提供用文書がある。”

(注) BCP : Best Current Practice、RFC : Request for Comments

IETFの構成

- ◆ IETFはISOCの組織的活動のひとつである。



出典：第93回IETF会合の"IETF Structure and Internet Standards Process"資料

- ◆ IETFはISOCの組織的活動のひとつである。(出典：
<https://www.ietf.org/proceedings/93/slides/slides-93-edu-newcomers-5.pdf>)
 - ISOC (Internet Society) はインターネットに関連した標準、教育、政策に関してリーダーシップを発揮するために1992年に設立された非営利団体である。ISOCは140以上の組織メンバーと80,000人の個人会員によって構成されている。
 - 図にIETFとそれに関連する組織の関係を示す。IETFとして正式な組織図は存在しない。
- ◆ ISOCの目的 (<http://www.internetsociety.org/who-we-are/mission>)
 - インターネットの仕様・プロトコル・管理・技術基盤のオープンな開発の促進。
 - 教育の支援、特に途上国。
 - 専門的開発能力の推進、インターネットの進化に重要な分野における参加者・リーダーの育成。
 - インターネットに関する信頼のおける情報の提供。
 - 技術的・商業的・社会的あるいはその他の状況におけるインターネットの進化・開発に影響する課題の議論へのフォーラム提供。
 - 自治が可能となる国際協力・コミュニティ・文化のため環境の育成。
 - インターネット促進の協力的な取り組みの中心としての役割を果たす。
 - 人道的・教育的・社会的・他の状況における戦略上の構想・支援活動への管理と調整の提供。
- ◆ IAB (Internet Architecture Board) : 運営ポリシー・運営方法は RFC2850 に記載。
 - 1992年のINET92 (神戸) 以前は、Internet Advisory Boardと呼ばれていた。
 - IESG, IETF, IRTFおよびISOCにインターネット全体のアーキテクチャについての助言を提供し監督する。IETFの技術的活動に関するアーキテクチャ面のインプットを提供する。
 - ITU-T, W3C, ISOなどの外部組織との調整役 (リエゾン) に取り組む。
 - IRTF (Internet Research Task Force) チェアを任命。IRTFをスポンサーし組織する。
 - RFC Editor (IETFドキュメントの出版管理) の任命と監視。
 - IANA (Internet Assigned Numbers Authority) によるIETFプロトコルへの番号割り当てを管理。
 - ISOC Boardにより設立許可 (Charter) され、助言をする。
 - WGの形成とチャーターについてIESGに情報提供する。
 - 13名で構成され、メンバーの任期は2年 (再任可) である。毎年6名ずつが改選される。

組織 IAD/IAOC/IASA/IANA/IESG

- ◆ IAD (IETF Administrative Director)
 - IASA を率いる。
- ◆ IAOC (IETF Administrative Oversight Committee)
 - ISOC内に設置された委員会で、IETFの標準化活動の支援 (IASAが統括) を監督。
- ◆ IASA (IETF Administrative Support Activity)
 - ISOC内に設置された、活動部隊で標準化活動の支援活動が任務。
- ◆ IANA (Internet Assigned Numbers Authority)
 - 標準化に必要とされるパラメータ (ポート番号、バージョンなど) の登録機関。
 - ドメインネームおよびIPアドレスの登録・割当てはICANNの監督の下にIANAが担当。
- ◆ IESG (Internet Engineering Steering Group)
 - IETFの技術的な面での管理とインターネット標準開発のプロセスに責任。
 - ISOCの役員会で承認された規則と手順に従ったプロセスで管理。
 - IETFのワーキンググループの出力の承認と誤り修正。
 - ワーキンググループの発足と解散。
 - ワーキンググループに属さないドラフトがRFC化の際の確認。
 - ワーキンググループがコミュニティのコンセンサスを得て結論に到達したか判断。

- ◆ IAD (IETF Administrative Director)
 - 標準化プロセスには関与しない。
 - 会合参加費の徴収や支払い請求書の処理。
 - IETFのワーキンググループやIESGやIABやIRTFの作業用ツールに関する支援。
 - ドメインネームおよびIPアドレスの登録・割当てはICANNの監督の下にIANAが担当している。
- ◆ IAOC (IETF Administrative Oversight Committee)
 - IASAの機能・活動の監督、IADの指揮、予算の承認、職員の採用 (或いは外部への委託) などを行う。
 - 8名の投票権を有するメンバと投票権を持たないIETF事務局のディレクター1名で構成されている。
 - 詳細は、<http://iaoc.ietf.org/iaoc.html>により得られる。
- ◆ IASA
 - 予算管理、知財管理、契約管理などを行う。
- ◆ IANA
 - 登録・割当て状況をオンラインで無償公開している。

組織 エリア/WG/IETF事務局/IETFトラスト/IRTF

- ◆ エリア(Area)
 - IETFの標準化の範囲内で、いくつかの領域 (Area) が設定されている
 - それぞれの領域の標準を策定するためにワーキンググループが存在する
- ◆ ワーキンググループ (WG, Working Group)
 - IETFの仕事の大部分は多くのワーキンググループによって行われている
- ◆ IETF事務局(IETF Secretariat)
 - 会合開催支援やIETFの特定のメーリングリストの管理などのロジスティックス提供
 - 公式なインターネットドラフトのディレクトリ最新化、ウェブの維持、支援ツールを提供
- ◆ IETFトラスト(IETF Trust)
 - 2005年に知財とライセンスを保持するために設立。法的に識別可能な主体として知財を保有
- ◆ IRTF (Internet Research Task Force)
 - インターネットに関する将来の革新的な技術の検討を行うグループである
 - 技術を長期的な観点から考え、小人数による議論を行う。
 - IRTFでの議論の結果、 IETFでの検討や標準化が必要と認識されると議論検討が開始される

- ◆ ワーキンググループ (WG, Working Group)
 - 2023年12月現在では7つのエリアの配下に130のワーキンググループがある。
(<https://datatracker.ietf.org/wg/>)
- ◆ IETF 事務局 (IETF Secretariat)
 - IETFを維持するために雇用されている少人数の組織。
 - IESGの仕事を支援している。
 - IESGやコミュニティで使われる様々なツールを提供する。
- ◆ IETFトラスト (IETF Trust)
 - IETFトラストティーは2005年時点で IAOCのメンバとしての任務に就いているメンバで同じである。
- ◆ IRTF (Internet Research Task Force)
 - Research Group によって構成されている。 Research Group への参加は個人ベースである。
 - IRTFは、IRTFの運営を管理するIRSGを持ち、その議長はIABが任命することになっている。
- ◆ 会議開催場所
 - IETFは年に3回開催され、最近は、米国 (サンフランシスコ)、ヨーロッパ(プラハ)、アジア (横浜) でそれぞれ1回開催されている。

IETFの基本原則

- ◆ オープンプロセス (open process)
 - 誰でも作業に参加でき、何が決まりつつあるかを知り、意見を述べることができる。
 - 文書、WGメーリングリスト、出席者や議事録がインターネット上で閲覧可能。
- ◆ 技術的能力 (technical competence)
 - IETFの作成文書が扱うテーマについて、IETFはそれを論じるのに必要な能力を備えており、IETFはいかなる情報源からの技術的に適確な入力にも耳を傾ける用意がある。
 - 技術的能力は、成果物が適切なネットワーク工学の原則に基づいていると想定できることを意味する。
- ◆ 個人による参加 (volunteer core)
 - 参加者やリーダーは、IETFのミッションの推進に役立ちたいと考えてIETFの活動に参加している人々である。
- ◆ 大まかなコンセンサスと現実に動作しているプログラム (rough consensus and running code)
 - 標準は、関係者の見解と、仕様を実装・配備する際の実世界での経験を組み合わせたものに対する工学的判断に基づいて作成される。
- ◆ プロトコル所有権 (protocol ownership)
 - IETFがプロトコル又は機能の所有権を保有している場合、IETFはプロトコルのあらゆる面の責任を担う。
 - プロトコル又は機能の責任がIETFにない場合、IETFはそのプロトコルをコントロールしようとはしない。

- ◆ 技術的能力 (technical competence)
 - これを「エンジニアリング品質」と呼ぶこともある。
- ◆ プロトコル所有権 (protocol ownership)
 - IETFがあるプロトコル又は機能の所有権を保有している場合、例えそのプロトコルのいくつかの側面はめったに、あるいは決してインターネット上に現れることはないとしても、IETFはプロトコルのあらゆる面の責任を担う。逆に、あるプロトコル又は機能の責任がIETFにない場合、例えそれが時にはインターネットに関わりがあったり影響を及ぼしたりすることがあったとしても、IETFはそのプロトコルをコントロールしようとはしない。

メンバ - 会員種別 -

◆会員種別

- IETFは会員制をとっていない。したがって、「会員」という概念が存在せず会員種別もない。
- IETF内の組織のメンバは存在するが、多くはボランティアとして募集に応募し、活動している人たちであり、いわゆる「会員種別」ではない。

◆加入単位

- IETFへの参加は個人単位である。
- 組織としての参加はできない。

◆会費等

- 会費はない。
- ただし、年3回開かれる会合への参加費は有料。

2016年11月ソウル開催のIETF97の参加費は、Early Registration:\$700, Late Registration:\$875
2020年5月27日開催のIETF108オンライン会合の参加費は、Early Registration:\$230, Late Registration:\$330

標準化項目

◆ IETFの標準化の範囲として7つのエリア (Area) が設定されている

Area	Description
応用・リアルタイム Applications and Real-Time (ART)	電子メールやウェブ等のアプリケーション Protocols seen by user programs, such as email and the web 遅延に敏感な個人間の通信 Delay-sensitive interpersonal communications
全般 General (GEN)	他のワーキンググループには適合しない項目 Catch-all for WGs that don't fit in other areas (which is very few)
インターネット Internet (INT)	インターネットのプロトコル Different ways of moving IP packets and DNS information
運用と管理 Operations and Management (OPS)	運用の観点、ネットワークモニタリング等 Operational aspects, network monitoring, and configuration
ルーティング Routing (RTG)	経路制御 Getting packets to their destinations
セキュリティ Security (SEC)	認証とプライバシー Authentication and privacy
Webおよびインターネットトランスポート Web and Internet Transport Area (wit)	トランスポート層の機能を提供するプロトコル Protocols that provide transport layer functionality

◆ IETFの標準化の範囲には、7つのエリア (Area) が策定されている。

(<https://ietf.org/topics/areas/>)

- 応用・リアルタイム Applications and Real-Time (ART)
- 全般 General (GEN)
- インターネット Internet (INT)
- 運用と管理 Operations and Management (OPS)
- ルーティング Routing (RTG)
- セキュリティ Security (SEC)
- トランスポート Transport (TSV)

作成ドキュメント インターネットドラフト

- ◆ IETFの文書はインターネットドラフトから始まる
- ◆ インターネットドラフトは暫定的な作業文書である。
 - RFCとなるか、改版されないまま6カ月経過するとオンラインのディレクトリから自動的に削除される。
- ◆ 標準ではなく、仕様でもない。
- ◆ 公式な状態を持たず、いつでも変更・削除される。
- ◆ 論文や報告、RFP (Request For Proposal) の参考文献にはできない。

インターネットドラフト

IETFのすべての文書はインターネットドラフトから始まる。

インターネットドラフトは暫定的な作業文書です。文書の暫定性を明確にするために、RFCとなるか、改版されないかぎり、インターネットドラフトは6カ月後にオンラインのディレクトリから自動的に削除される。

[\[BCP9\]](#)に書かれているようにインターネットドラフトは標準ではなく、仕様でもない。

インターネットドラフトは公式な状態を持たない。いつでも変更・削除される。

インターネットドラフトは論文や報告やRFP (Request For Proposal) の参考文献にはできない。

インターネットドラフトを提出すると、提出者は著作権をIETFに渡したことになる。

これは読んだり、コメントを自由にドラフトを利用できるようにするためである。そのときに提出者がIETFに譲る権利の範囲については“寄書に関するIETFの権利 (IETF Right in Contribution) ” [\[BCP78\]](#) に記述されている。

作成ドキュメント RFC ドキュメント

- ◆ RFC (Request For Comment) には情動的文書もあり、RFCのすべてが標準ではない。
- ◆ 5つの Status
 1. 標準トラック文書
 - 提案された標準 (Proposed Standard) およびインターネット標準 (Internet Standard) : STD番号が与えられる。
 2. ベストカレントプラクティス (BCP) 文書 (Best Current Practice)
 - 単なる情報ではなく、公式な規則と考えられるもの。
 3. 情動的文書 (Informational documents)
 - インターネットコミュニティへの一般的な情報として発行され、合意あるいは推奨を表わすもので標準ではないもの。
 4. 実験的プロトコル (Experimental protocols)
 5. 歴史的な文書 (Historic documents)
 - 新しい仕様によって取って代わられたか、陳腐化したと考えられた仕様は、“Historic” レベルが割り当てられる。
- ◆ RFC サブシリーズ RFC には一連の番号が振られる。更に、以下の番号が付与されるものがある。
 - STD サブシリーズ
 - 「インターネット標準 (Internet Standard) 」に対して、プロトコルを識別するSTD番号が付与される。
 - RFC番号とSTD番号は必ずしも 1対1 に対応しているわけではない。
 - FYI サブシリーズ：このサブシリーズは終結し、今後、新たな番号が振られることはない。
 - BCP サブシリーズ
 - ベストカレントプラクティス (BCP) 文書に対して、BCP番号が付与される。

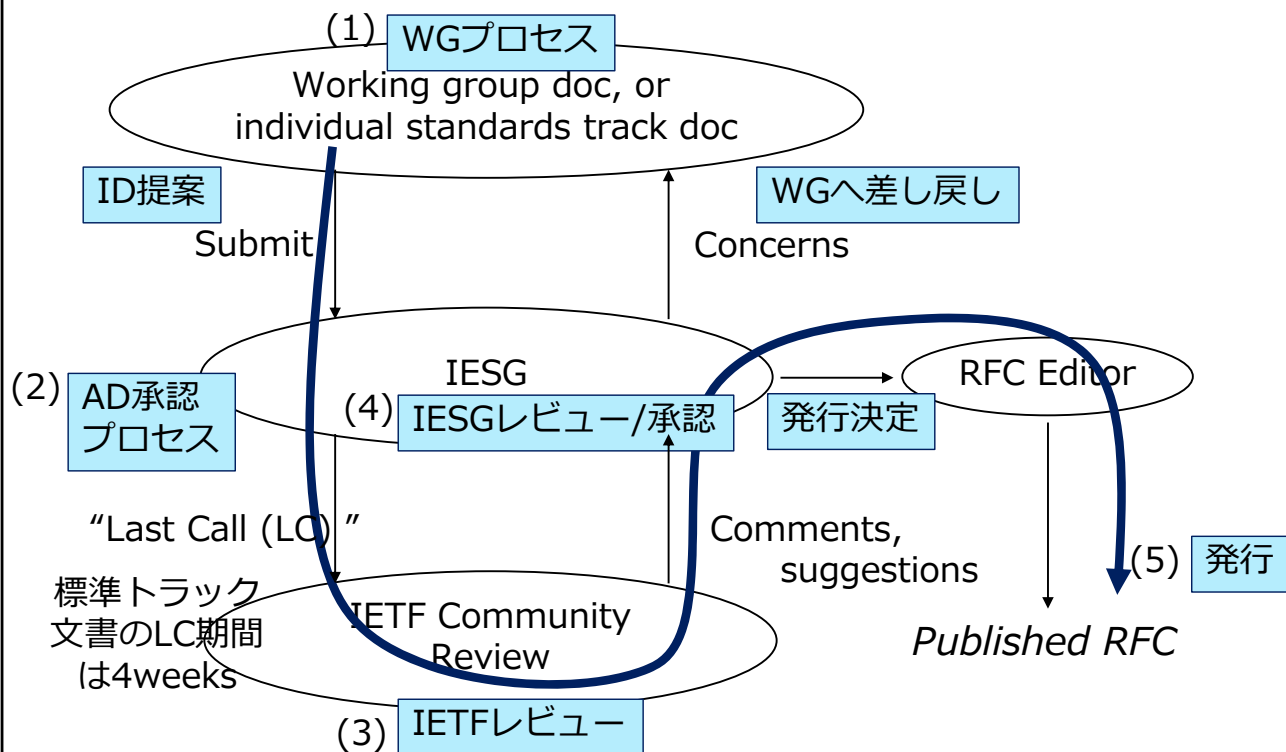
RFC (Request For Comment) ドキュメント

- ◆ RFCは、標準化過程との関連に基いて5つの Statusを持っている。「標準トラックのRFC」が標準化過程にあるRFCであり、「提案された標準 (Proposed Standard) 」から「インターネット標準 (Internet Standard) 」へと2段階を経て、標準(STD)になる。「インターネット標準」となったRFCには、RFC番号とは別にSTD番号が与えられる。
- 情動的文書 (Informational documents)
 - 外部の仕様や、知的所有権の条件等によってインターネット標準化プロセスに組み入れられない仕様が、Informational RFCとして発行されることがある。
- 歴史的な文書 (Historic documents)
 - 本来は“Historical”であるが、IETFではHistoricと呼び慣わしている。

RFC サブシリーズ

- ◆ RFCサブシリーズ番号付与された場合でも、元のRFC番号は不変である。
 - STD サブシリーズ
 - RFC番号とSTD番号は必ずしも 1対1 に対応おらず、1つのSTDが、複数のRFCで構成されることもある。

標準化プロセス



標準化プロセス

(<https://datatracker.ietf.org/doc/slides-edu-document-lifecycle/> をベースに作成)

RFCが発行されるまでのプロセスの概略を以下に示す。

(1) WGプロセス

- (1-1) 提案がインターネットドラフト (ID) の形で提出され、WG議長によりWGにとって適正でないものは拒否される。
- (1-2) フィードバックを元に提案者がIDを精錬していく
- (1-3) WGの作業項目 (WG work item) となる。
- (1-4) エディタが選定される。
- (1-5) WGのコンセンサスを元にIDが更新される。
- (1-6) WGラストコールが行われ、レビューされて、IESGへ送られる。

(2) AD承認プロセス

- (2-1) Shepherd (羊番) が選定され、PROTO (プロセスチーム) 経由でAD (エリアディレクタ) へ発行の要求が行われる。
- (2-2) IDの状態が、[Datatracker](https://datatracker.ietf.org/doc/) (<https://datatracker.ietf.org/doc/>) に登録される。
- (2-3) ADや専門家のレビューの後、ADの承認が行われる。

(3) IETFレビュー

- (3-1) ADにより、IETFラストコール (IETF Last Call, IETF LC) が実施される。
標準トラック文書の場合、IETF LCの期間は、4週間である。

(4) IESGレビュー承認

- (4-1) Directorate (ADのアドバイザリグループ) レビューが行われる。
- (4-2) IANAレビューが行われる。
- (4-3) IESG cross-discipline レビューが行われ、発行が決定、あるいはWGへ差し戻される。この段階で文書の最終 track/status が決定される。

(5) 発行

- (5-1) 著作者の最終チェックなどを経て発行される。

2-2-2 IETF

日本の参加状況

2021年～2024年 (110回～121回) IETF会合 参加者数 の推移

会合	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	平均
開催年月	8-Mar-21	26-Jul-21	8-Nov-21	19-Mar-22	23-Jul-22	5-Nov-22	25-Mar-23	22-Jul-23	4-Nov-23	22-Mar-24	26-Jul-24	2-Nov-24	
開催地	Online	Online	Online	Vienna	Philadelphia	London	Yokohama	San Francisco	Prague	Brisbane	Vancouver	Dublin	
現地参加数	—	—	—	314	622	852	993	890	1,050	674	813	982	799
オンライン参加数	1,329	1,411	1,347	1,114	803	766	594	544	588	597	570	501	847
全参加数	1,329	1,411	1,347	1,428	1,425	1,618	1,587	1,434	1,638	1,271	1,383	1,483	1,446
日本参加数	57	60	51	53	46	29	284	40	53	46	46	50	68
日本参加数の割合	4.29%	4.25%	3.79%	3.71%	3.23%	1.79%	17.90%	2.79%	3.24%	3.62%	3.33%	3.37%	4.70%

参加者データは、IETF Meeting ウェブサイトの参加者List資料より作成

119回 Online会合

参加者数上位5カ国

国	参加者数	(%)
米国	228	18%
中国	89	7%
日本	46	4%
ドイツ	28	2%
イギリス	31	2%

120回 Online会合

参加者数上位5カ国

国	参加者数	(%)
米国	300	22%
中国	150	11%
日本	46	3%
ドイツ	40	3%
インド	35	3%

121回 Online会合

参加者数上位5カ国

国	参加者数	(%)
米国	320	22%
中国	160	11%
日本	50	3%
ドイツ	45	3%
インド	40	3%

2022年以降はハイブリッド会合となっており、オンサイトの参加者数が多い傾向。
Face to Faceに比べて会合毎の参加者数の変動が少ない（移動時間の制約がないためと思われる）

2 - 88

参加者データは、Past Meetingsの参加者リストから作成
<https://www.ietf.org/how/meetings/past/>

Datatracker Meeting Statisticsにも参加者の統計データがある
<https://datatracker.ietf.org/stats/meeting/overview/>

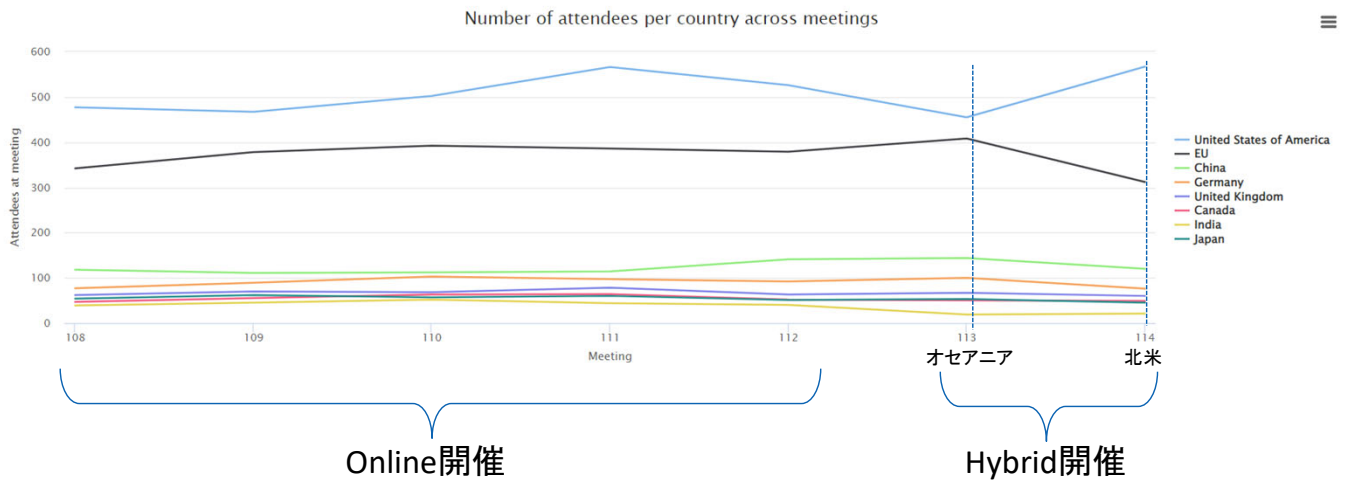
- ・こちらの統計は参加者の合計数がPast Meetingの値より若干多い
 - ・欧州からの参加者がEUでまとめられており、ドイツ、イギリス、フランスなどの国別参加者が分からない
- 上記の理由からこちらのデータは参考として、参加者リストのデータを使用している。

◆ 日本の対応

- 個人ベースでの参加が基本であり、公式に日本として対応している機関・組織はない。
- 2020年～2023年のIETF会合への日本(の組織)からの参加者は、平均で、全体の参加者 1360名余りに対し 71 名で5.1%程を占めている。
- 2023年は118回、117回は5番目、115回は自国開催ということもあり1番目に参加者が多い国であった

2-2-2 IETF

参加者数上位国の推移



2 - 89

出典：Datatracker Meeting Statistics
(<https://datatracker.ietf.org/stats/meeting/country/>)

- Online開催となった107回会合以降は会合毎の変動が少なくなっている
- 上記ページのグラフデータは115回以降更新はされていない 2023年12月現在

3GPPの概要、目的

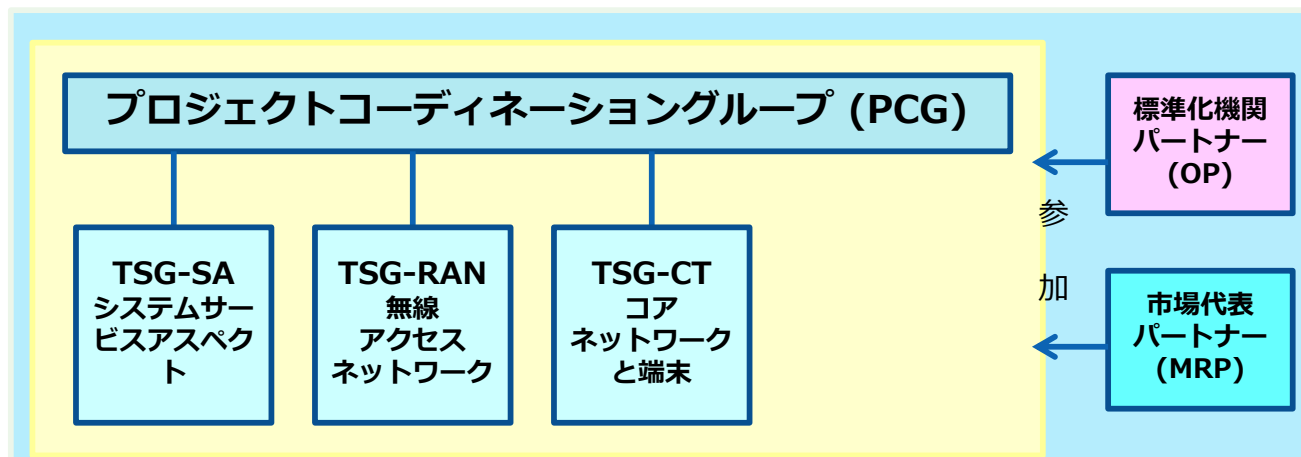
- ◆ 3GPP (Third Generation Partnership Project) とは、IMT-2000 (International Mobile Telecommunications-2000) という名称で呼ばれている第3世代 (3G) 移動通信システムのための標準化作業を行うパートナーシッププロジェクトの1つである。
- ◆ 日本のARIB及びTTC、米国のT1 (現在はATIS)、欧州のETSI、韓国のTTAの5つの各地域や国を代表する標準化機関 (SDO : Standards Development Organization) が参加して1998年12月に発足し、1999年6月に中国のCCSAが、2015年4月にインドTSDSI加わり、現在の7つのSDO体制となった。
- ◆ 無線アクセス方式としてW-CDMA (Wideband-Code Division Multiple Access、広帯域符号分割多元接続)、コアネットワーク技術として欧州のGSM(Global System for Mobile communications) を基本とした3G移動通信システムの標準仕様の作成を目的とする組織であった。
- ◆ その後、2008年のRelease8ではLTE(Long Term Evolution)無線方式やEPS (Evolved Packet System) アーキテクチャを、2011年のRelease10ではLTE-Advancedを追加、2018年のRelease 15で5Gが追加された。

3GPPは、複数のSDO (Standard Developing Organization) が共同で設立した「パートナーシッププロジェクト」で、法人格を持たない。GSMとその発展技術の維持も3GPPにとっては重要な役割であり、GSMとGSMを発展させた無線アクセス技術 (例えば、GPRSやEDGE) の技術仕様と技術報告の準備、承認、維持も役割として挙げられている。世界的に共通に使用可能な標準化を目指している。

第3世代のモバイルシステムの技術仕様の標準化を目指して設立された3GPPであるが、当初計画された第3世代の仕様が確立した後は、その後の技術の進歩を取り入れた新たな仕様の検討を進めている。とはいえ、GSMや第3世代のインフラが普及し、大きな資産となっていることから、それらの蓄積されたインフラを運用しつつ、新しい技術成果をも取り入れていくために、できるだけ技術的に連続性のあるアプローチを採用することを目指している。

2-2-3 3GPP

3GPPの構成



3GPPのPCGとTSG

PCG : Project Coordination Group

TSG : Technical Specification Group

OP : Organizational Partners

MRP : Market Representative Partners

TSG-SA : TSG - Service & System Aspects

TSG-RAN : TSG-Radio Access Networks

TSG-CT : TSG - Core network & Terminals

2 - 91

◆ PCG(Project Coordination Group)

- 3GPPにおける最高決定機関である。6ヶ月毎に公式会合を開催され、3GPPの技術仕様グループ (TSG)の作業内容を承認するだけでなく、TSGの選挙結果や3GPPが使用できる資源について承認を行うなど、その名称通り、3GPPが円滑に活動できるような調整全般を担っている。

- PCGへの参加資格は、以下の者に与えられる。

- それぞれの標準化機関パートナーから最大5名ずつ (議長と副議長を除く)
- それぞれの市場代表パートナーから最大3名ずつ
- TSGの議長と副議長
- 最大3名のITU代表
- 各オブザーバから1名

- PCGの配下には、SA, RAN, CTの3つのTSGがある。

※TSG-GERANは、2015年10月のPCG第35回会合での決議により2016年6月にTSG-RANに統合された。

◆ TSG(Technical Specification Group)

- TSGのもとには、さらに複数のワーキンググループ (WG : Working Group) が設置されている。
- TSGは市場代表パートナーにより提供される市場の要求を考慮に入れた上で、3GPPの技術仕様書 (Technical Specifications) と技術報告書 (Technical Reports)について、準備、承認および維持を行う。
- TSGへの参加資格は以下の者に与えられる。ただし、投票権の付与には、追加的な条件を満たす必要がある。
 - 3GPPの標準化機関パートナーのメンバの代表 (例. 個別会員)
 - 標準化機関パートナーの代表
 - オブザーバの代表
 - ゲストの代表

組織規定

組織規定	内容
3GPP Scope and Objectives	第3世代移動通信システムの範囲と目的を記載したもの。
Third Generation Partnership Project Description	3GPPの構造やパートナーなどの構成、政府やITU等の外部組織との関係等を記載したパートナーシッププロジェクト記述書。
Third Generation Partnership Project Working Procedures	3GPPの作業手順書。
Working Agreement	TSGにおいてコンセンサスが得られない場合の「暫定的な合意」の協定。

- ◆ [3GPP Scope and Objectives](http://www.3gpp.org/ftp/Inbox/2008_web_files/3GPP_ScopeandObjectives.pdf) Approved by 3GPP Organizational Partners by correspondence 31 August 2007 (http://www.3gpp.org/ftp/Inbox/2008_web_files/3GPP_ScopeandObjectives.pdf)
3GPP創設の合意文書“The Third Generation Partnership Project Agreement”に署名したメンバーにより3GPPは1998年12月に創設された。最新の“3GPP Scope and Objectives”は、合意文書を発展させたものである。
- ◆ [Third Generation Partnership Project Description](http://www.3gpp.org/ftp/Inbox/2008_web_files/3GPP.ppt)
(http://www.3gpp.org/ftp/Inbox/2008_web_files/3GPP.ppt)
3GPP協定への署名の過程での議論はパートナーシッププロジェクト記述書(Partnership Project Description) と呼ばれる一連のスライドに記録されており、これはプロジェクトの基本原則と基本となっている発想について述べている。このパートナーシッププロジェクト記述書は作成された時点の内容から変更されていないが、プロジェクトの運用の原則は、現在でも通用する。
- ◆ [Third Generation Partnership Project Working Procedures](http://www.3gpp.org/specifications-groups/working-procedures)
(<http://www.3gpp.org/specifications-groups/working-procedures>)
本作業手順書は、以下のような項目をカバーしている。
3GPPへの参加(Participation in 3GPP), 3GPPの構成(3GPP Structure), パートナーの責務(Partners Responsibilities), PCG(Project Coordination Group), TSG(Technical Specification groups), ワークプログラムと技術連携(Work Programme and Technical Coordination), 成果物(Deliverables), 報告(Reporting), 外部との関係(External Relations)
- ◆ [Working Agreements](http://www.3gpp.org/specifications-groups/working-agreements) (<http://www.3gpp.org/specifications-groups/working-agreements>)
作業合意のプロセスは、上述の作業手順の付属書Gに書かれており、“Working Agreement”は3GPP内のグループにより、コンセンサスに到達出来ない場合にその項目について作業を進めるために暫定的に行われる決定とされている。例えば、あるアプローチの方法に大多数が賛成しているが、少数のメンバーがそのアプローチの方法に反対の立場をとっている場合に用いられる。

2-2-3 3GPP

メンバ - 会員種別、資格 -

Membership	Member	資格等
標準化機関 パートナー(OP)	7の標準化機関	3GPPの共同責任、3GPPの維持、運営
個別会員(IM)	OP経由で3GPP に登録した member 853社・組織 (2024.12現在)	TSG会合への参加 (PCG会議参加はOP内で5人以内)、 寄書の提出、ドキュメントの入手、 投票権(継続的に会議参加が必要 (付録を参照))
マーケット代表 パートナー(MRP)	28の機関 (2024.12現在)	OPとともに3GPPパートナーシップへの加入申請の承認と3GPP 協定の維持を行う。
オブザーバ	2標準化機関 (2024.12現在)	将来OPになる可能性がある団体。 3GPP会合には参加可。ドキュメント入手可。 情報提供の寄書のみ提出可。
ゲスト	19社・組織 (2024.12現在)	将来IMになる可能性がある団体で、3GPPに承認を受けた後に最大6ヶ月会議に参加できる。
ITU代表		

2 - 93

◆会費

3GPPの運営費はOPに所属するIM数に応じて、各OPが拠出する。各OPの3GPPへの拠出は、OPに属するIMからの会費となっており、各IMは会費を所属するOPに納める。各IMの会費はOP毎に異なる。

◆Organizational Partners(OP)の7つの標準化機関

1. ARIB (Association of Radio Industries and Business) : 日本 <http://www.arib.or.jp/>
2. CCSA (China Communications Standards Association) : 中国 <http://www.ccsa.org.cn/english>
3. ETSI (European Telecommunications Standards Institute) : 欧州 <http://www.etsi.org/>
4. ATIS (Alliance for Telecommunications Industry Solutions) : 米国 <http://www.atis.org>
5. TTA (Telecommunications Technology Association) : 韓国 <http://www.tta.or.kr/English/>
6. TTC (Telecommunication Technology Committee) : 日本 <http://www.ttc.or.jp>
7. TSDSI (Telecommunications Standards Development Society, India) : インド <http://tsdsi.org/>

◆MRP (2024年12月現在)

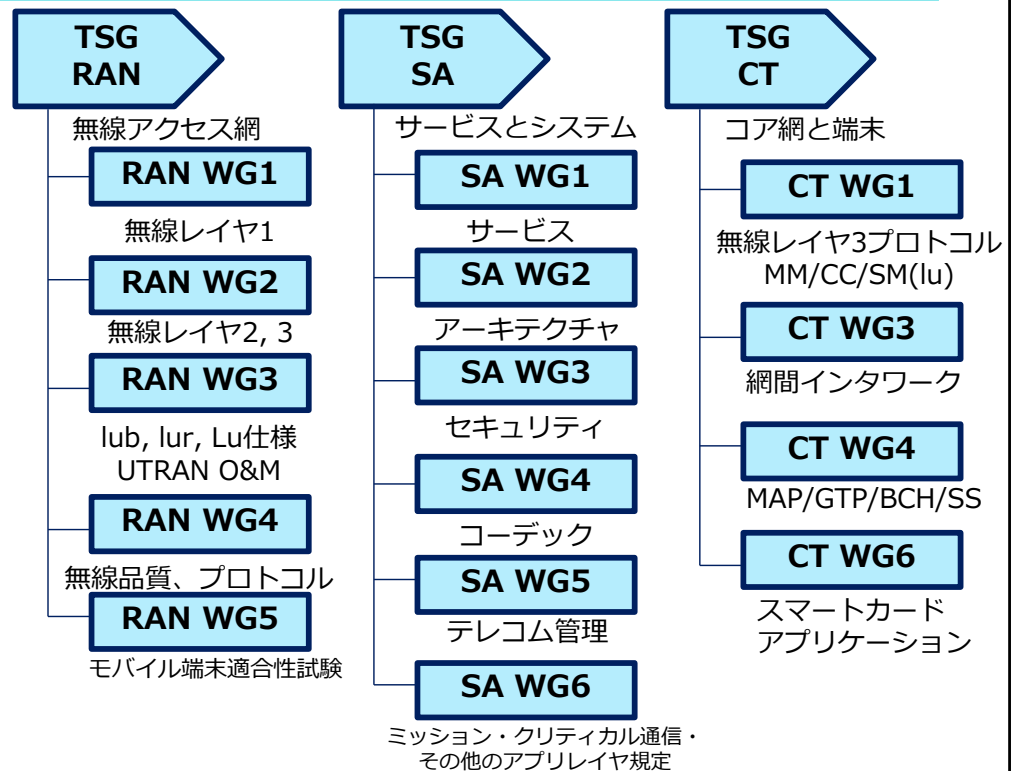
5G Alliance for Connected Industries and Automation (5G-ACIA) <https://5g-acia.org/>
5G Automotive Association (5GAA) <https://5gaa.org/>
5G Americas <http://www.5gamericas.org>
Deterministic Networking Alliance (5GDNA) <https://www.5gdna.org/>
6G Smart Network and Services Industry Association (6G-IA) <https://6g-ia.eu/>
5G Slicing Association (5GSA) <https://www.5g-sa.org/>
5G Media Action Group (5G-MAG) <https://www.5g-mag.com>
Automotive Edge Computing Consortium (AECC) <https://aecc.org>
Broadband India Forum (BIF) <http://www.broadbandindiaforum.com>
Cellular Operators Association of India (COAI) www.coai.com
China Society of Automotive Engineers (CSAE) <http://www.sae-china.org/>
CTIA <http://ctia.org>
Global Certification Forum (GCF) www.globalcertificationforum.org/
Global Mobile Suppliers Association (GSA) www.gsacom.com
Global Satellite Operators Association (GSOA) <https://gsoasatellite.com/>
GSM Association (GSMA) www.gsma.com
IPv6 Forum www.ipv6forum.com
MulteFire Alliance (MFA) www.mfa-tech.org
Next Generation Mobile Network Alliance (NGMN) www.ngmn.org
one6G <https://www.one6g.org>
Public Safety Communication Europe (PSC-E) Forum <http://www.psc-europe.eu/>
SATCOM Industry Association of India (SIA-India) <https://www.sia-india.com/>
Seamless Air Alliance <https://www.seamlessalliance.com/>
Small Cell Forum www.smallcellforum.org
The Critical Communications Association (TCCA) <https://tcca.info>
TDIA <http://www.tdia.cn>
Wireless Broadband Alliance (WBA) <http://www.wballiance.com>

◆オブザーバ (2024年12月現在)

Telecommunications Industries Association (TIA : 米国)
Communications Alliance - former Australian Communications Industry Forum (ACIF : オーストラリア)

2-2-3 3GPP

標準化項目 - TSG, WG構成 -



2 - 94

プロジェクトコーディネーショングループの配下には、2023年現在、3つのTSG (Technical Specification Groups : 技術仕様グループ) があり、さらにSWG配下に複数のWG(Working Group : ワーキンググループ) がある。

上図の技術分担で、技術仕様書 (Technical Specification)および技術報告書(Technical Report)を作成する。

作成ドキュメント

◆3GPPのドキュメントには、以下の3種類がある

ドキュメント	内容
Technical Specification (TS：技術仕様書)	TSGで承認された技術仕様書
Technical Report (TR：技術報告書)	TSGで承認された有益な技術情報書
3GPPの会合の文書	TSGやWGへの新規提案寄書やCR(Change Request)の寄書など

リリース：Release

3GPPの技術仕様書はグループ化されており、リリースと呼ばれる機能セット単位で、リリース番号を付与して発行されている。

技術仕様書文書番号例 3GPP TS 22.142 V9.1.0(2009-06)
アンダーライン部分がリリース番号を示す。

◆リリース

システムとして特定の機能（3GPPではFeatureと呼ぶ）の実現に必要な全ての個別技術仕様をセットにして扱うため、3GPPではリリースという仕組みを導入している。

あるリリースには、サポートする機能の実現に必要な個別規格が全て含まれている。

最初の3G規格はリリース99（99は1999年規格化の意味）であり、その後、リリース4、5、6（リリース4以降、GSM仕様と3G仕様を統合管理することになったため番号付けが変更された）と作業が進み、2008年のリリース8ではLTE(Long Term Evolution)やEPS (Evolved Packet System) を追加し、2011年のリリース10、2013年のリリース11ではLTE-Advancedを追加している。2017年12月（TSG#78）現在、リリース15,16を作成中である。リリース15で、「5G」の導入期要件に基づく「Phase 1」仕様、リリース16では「Phase 2」として機能拡張を行っていく。

※リリース13以降のLTE仕様について「LTE-AdvancedPro」、リリース15以降の（特段の規定のない）仕様を「5G」と呼称する。

※2017年12月TSG#78会合にて、「5G」導入期のシステムの過渡的な構成として5G NR(New Radio; 「5G」新無線方式)と4Gのコア網（EPC）が接続される構成の仕様がリリース15の前倒しで承認されている。

新しいリリースは、古いリリースの機能を基本的に包含しており、後方互換となっている。

リリース14-16にかけて、ITUが規定する「IMT-2020」に対応した仕様（いわゆる「5G」）を策定することが合意されている。

◆TS、TR等の標準仕様書の一般的な構成例（章番号は一例）

§1. INTRODUCTION（導入部）：該標準仕様が作成された背景、概要の記述。

§2. SCOPE（スコープ）：標準仕様が対象としている技術、機能、規定など。

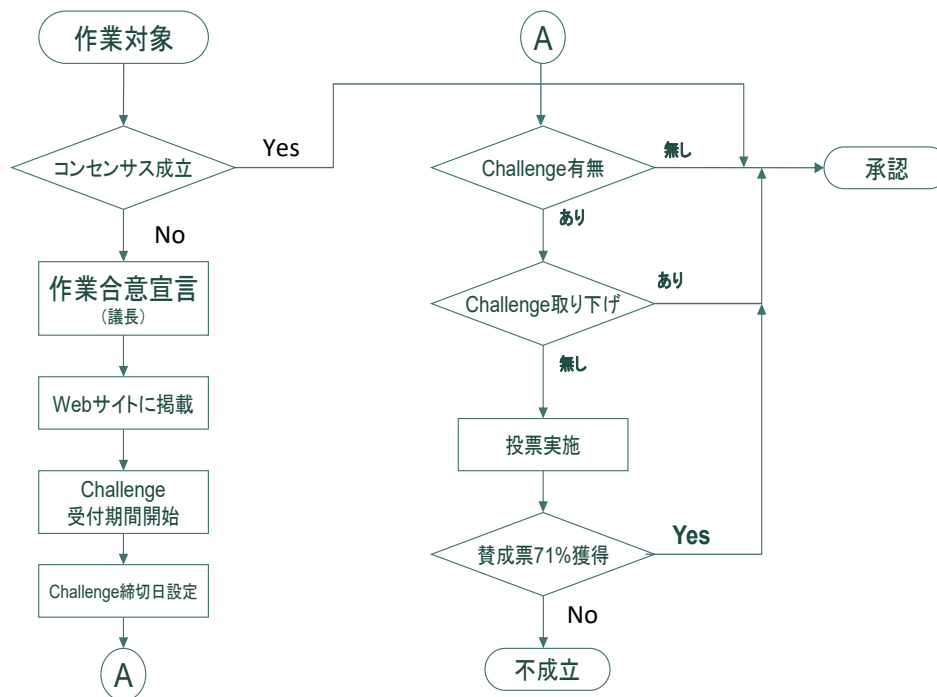
§3. REFERENCES（参考文献）：標準仕様書本文で参照している文書。

§4. DEFINITIONS, SYMBOLS AND ABBREVIATIONS（用語の定義、略語集）

§5. (標準仕様本文) 標準仕様で規定する内容を記述。規定するシステムの概要や機能の利用シーンを説明したInformativeな内容も含まれる。

Annex X・Appendix Y（補遺、付録）本文の記述の補足的な説明。標準化組織によっては、実装の補足的詳細記述としてNormativeな内容を含むこともある。修正／改版履歴（Change/Revision History）が含まれることも多い。

標準化プロセス



新規機能の検討を効率的に進めるため、3GPPでは実際の規格化作業に先立ち、SI (Study Item) というフィジビリティスタディの期間が設けられる。

その結果は、通常、技術参考情報であるTR (Technical Report) にまとめられ、規格化が有効かつ必要と判断されると、具体的な技術仕様の規格化を目標とする WI (Work Item) が設置され、必須規格であるTS (Technical Specification) の作成が進められる。

3GPPでの規格化は、WIに明記することによって範囲と目標を明確にした上で作業が進められる。

さらに、技術仕様書と技術報告書が十分に成熟し、安定している段階では、それらは関連するTSGによる変更管理下に置かれる。これらの技術仕様書や技術報告書のさらなる作り込みは、TSGにより承認されるチェンジリクエスト (CR:Change Request) により行われる。

スライドのフロー図が、3GPPの基本的な承認プロセスであり、コンセンサスによる決定が重視され、どうしてもコンセンサスが得られない場合に投票を用いて承認する。

TSGで承認されるWI、技術仕様書、技術報告書およびCRの承認もスライドに示すフローとなる。

コンセンサスが得られない場合には、以下の様に作業合意により進められる。

“作業合意 (Working Agreement)”は3GPP内のグループにより、コンセンサスに到達出来ない場合、その項目について作業を進めるために暫定的に行われる決定であり、あるアプローチの方法に大多数が賛成しているが、少数のメンバがそのアプローチに反対の立場をとっている場合に対処するために用いられる。まず、議長は“作業合意”を宣言する。作業合意は会合報告に記載される。作業合意は3GPP ウェブサイトの「3GPP 作業合意書のページ」に掲載される。これにより、作業合意に対する“challenge (異議申し立て)”のためのウィンドウが開かれる。作業合意がchallengeを受けた場合には、正式な投票が行われる。投票による決定方法では、投票総数の71%が賛成であれば承認されたものと見なされる。

ITUとの関係



2 - 97

3GPPは第3世代移動通信システムで利用される標準仕様の検討と仕様書の策定のみ行っている。3GPPで策定された標準仕様書は3GPPのパートナーメンバ (OP : Organizational Partnersと呼ばれる) である7つの地域標準化団体により各国、各地域の標準として発行される。また、国際標準とするために各OPが協力してITU (International Telecommunication Union) に3GPP仕様を提案し、ITUが国際勧告として発行するよう活動している。

◆ ITUとの関係

- 3GPPの仕様書はITUへ適宜提出される。ただし、3GPPはITUに直接的に提案することではなく、ITUのStudy Groupへの寄書はITUのメンバでもある個別会員により作成され提出される。3GPPの技術仕様書や技術報告書はITUメンバの寄書として取り上げられる。
- 3GPPの最高決定機関であるPCG(Project Coordination Group : プロジェクトコーディネーショングループ)は、ITUの勧告ドラフトのLS(Liaison Statement) をレビューする必要がある。
- ITU-D、ITU-R、ITU-Tの代表は効率的な調整と情報の交換のために、PCGへ参加を招請されている。

oneM2Mの概要、目的

- ◆ oneM2Mは、IoT/M2M (Internet of Things/Machine to Machine) 通信共通の標準化ソリューションを見出すため、IoT サービスレイヤの標準化活動を統合する、グローバルな標準化組織である。
- ◆ ETSIの提唱により、地域や国を代表する標準化団体 (ARIB、ATIS、CCSA、ETSI、TIA、TTA、TTC) がパートナーシップ協定を結んで共同で設立した組織であり法人格を持たない。2012年7月に正式に発足。2015年5月にインドのTSDSIが新たにパートナーに加わり、2024年にARIB、ATIS、TTCがパートナーから退き、現在は5つの標準化団体で構成されている。
- ◆ 複数のIoT/M2Mアプリケーションに跨る共通のユースケースとアーキテクチャに基づき、「IoTサービスレイヤ」の仕様書作成を目指す。
- ◆ 電気通信系の標準化団体が結集した形だが、IoT/M2Mアプリケーションに関わる他の業界・標準化機関 (Vertical) やフォーラム等との協調作業により他の標準技術とのインターワークにも積極的に取り組む。

oneM2Mは、IoT/M2M (Internet of Things/Machine to Machine)通信標準化のための国際標準化組織であり、「共通M2Mサービスレイヤ」の仕様書作成を目指している。この「共通M2Mサービスレイヤ」(デバイス管理、課金、セキュリティ、データ保持・管理、位置情報管理等の機能の集合体)は、様々なハードウェア/ソフトウェアに埋込まれ、多数のデバイスとアプリケーションサーバを世界規模で接続可能とするものである。

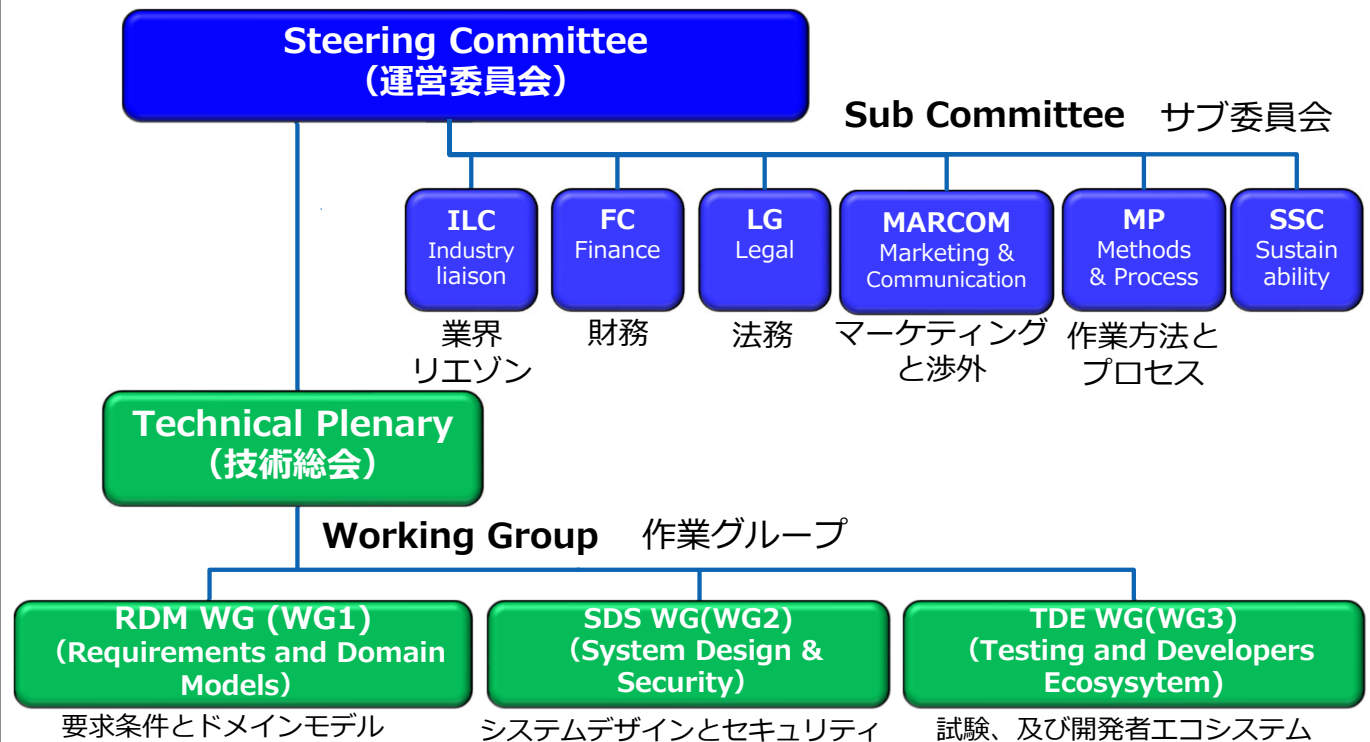
ETSI TC M2Mが2009年2月にM2Mサービスレイヤ標準化を目的として設立されて以来、TIA、CCSA等のSDO (標準化団体) やOMA、BBFが同様に標準化を開始し、作業の重複やマーケットの分断の懸念が生じた。このため、ETSIの提唱により2011年7月からARIB、ATIS、CCSA、ETSI、TIA、TTA、TTCの7つのTelecom SDOでM2M共通の標準化ソリューションを見出すため、M2Mサービスレイヤの標準化活動を統合し、グローバルな標準化組織設立を検討。2011年12月に設立に向け基本的合意、2012年1月に

「oneM2M」名称が決定、2012年7月に正式に発足した。

2015年5月にインドのTSDSIが新たにパートナーに加わり、2024年にARIB、ATIS、TTCがパートナーから退き、現在は5つのSDOで構成されている。

oneM2Mは3GPP、3GPP2 と同様に複数のSDOが共同が設立したものでLegal Entity (法的主体、法人格) ではない。

oneM2Mの構成



- ◆ Steering Committee (運営委員会) は、○作業Scopeやビジョンの管理、○作業手順の作成と維持、○組織全般の管理を主要なミッションとする。
- ◆ Steering Committeeは、その配下に、FC(Finance:財務)、LG(Legal : 法務)、MARCOM(Marketing & Communication : マーケティングと渉外)、MP(Methods & Process : 作業方法とプロセス)、などの6つのSubCommittee及び、○技術プログラムマネジメント、○技術的な全般管理、○標準化作業全般を統括するTechnical Plenary (技術総会) を擁する。
- ◆ Technical Plenaryは、その配下のWorking Groupが2018年12月に再編が承認され、2019年2月より新組織での活動が開始される。これまでの6つのWGが統合され、RDM (Requirements and Domain Models : 要求条件とドメインモデル)、SDS (System Design and Security : システムデザインとセキュリティ)、TDE(Testing and Developers Ecosystem : 試験と開発者エコシステム)の3つのWorking Groupに集約された。

oneM2Mの組織規程はoneM2M Partnership Agreement (oneM2Mパートナーシップ協定) 及びWorking Procedures (作業手順) に規程されている。

oneM2M Partnership Agreementは、oneM2Mの憲法とも言えるものであり用語の定義、パートナーシップの目的と所掌、参加区分、知的財産の取扱い、oneM2Mの会期・脱退・解散、疑義の際の解決方法、他の標準化活動への参加の制限、雑則等が規定されている。

一方、Working ProceduresにはoneM2Mの組織構成、運営委員会に関する事項、パートナーの参加承認方法、技術総会とWGに関する事項、作業プログラムの作成方法、成果物の取扱い、報告義務、対外関係の進め方、雑則等が規定されている。

2-2-4 oneM2M

メンバ - 会員種別、資格、会員数 -

- ◆ 運営委員会には、Partner Type 1及び2の代表者、技術総会議長及び副議長が主に参加し、寄与を行う。
- ◆ 技術総会には、Partner Type 1の会員であるMember 及び Partner Type 2の代表者が参加し、技術的な寄与を行う。

参加区分 項目	Partner Type 1	Partner Type 2	Member	Associate Member
組織形態	法人であり、会員からなる組織(member-based organization)	法人であり、会員からなる組織	Partner Type 1により承認された法人	政府又は規制機関 (government or regulatory agency)
運営委員会への出席・寄与・投票	出席、寄与、投票が可能	出席、寄与、投票が可能	参加のみ可能	不可
技術総会 (及びWG)への参加・寄与・投票	出席のみ可能	出席、寄与、投票が可能	出席、寄与、投票が可能	出席可能。 規制に関する事項や情報については寄与可能。
会費	要	要	要	不要
IPRポリシー	要	要	Partner Type 1のポリシーに従う	不要
団体数 (2024.11現在)	5	1	189	8

2 - 100

- ◆ oneM2Mへ参加する方法 (資格) には、Partner Type 1、 Partner Type 2、 Member、 Associate Memberの4種類がある。
 - Partner Type 1は、法人格を持ち、会員からなる組織であり、oneM2Mと同等な特許ポリシーを持っている必要がある。最高の決定機関である運営委員会への出席、寄与、投票権を有する。oneM2Mと重複する作業は行わないという義務を負う。成果物の著作権を有する。
 - Partner Type 2もPartner Type 1と同様な組織だが、傘下の会員が参加できないところが大きい。oneM2Mと重複する作業を行うことは可能。成果物の著作権はない。
 - Member はPartner Type 1に属して、その特許ポリシーに従う法人がMemberであり、技術総会における成果文書作成の中心的役割を担う。
 - Associate Member は、政府又は規制機関であり、技術総会には参加できるが投票はできない。寄与も規制に関する事項や情報の提供に限られる。Associate Member は、他の3者と違って会費は不要である。
 - Partner type 1はoneM2M設立当初は7機関がoneM2Mの合意文書に署名した。インドのSDOであるTSDSIが新たにPartner Type 1に加盟(2015年5月) し、ATIS,ARIB,TTCが退会し(2024年)、現在は5機関となっている。
CCSA:中国、ETSI: 欧州、TIA:米国、TSDSI:インド、TTA: 韓国
 - Partner type 2は現在1機関であり、 Grobal Platform である。
 - Associate memberは
Cyber Security Agency of Singapore
Department of Defense
Ministry of Science and ICT
National Institute of Standards and Technology (NIST)
NCSC
Pacific Northwest National Laboratory
State Secretariat of Telecommunications and for the Information Society, Spain
United States Department of Transportation
の8組織である。(2024年11月時点)

メンバを所属パートナーごとに分類するとETSIとTSDSI所属のメンバが大半である。
なお、技術総会には欧州、アジア、北米で順番に持ち回りで開催 (ホスト) することになっている。

標準化項目 - 各WGの課題 -

◆ WG1. RDM : Requirements & Domain Models (要求条件、ドメインモデル)

- ユースケース、サービスレイヤ機能に関する要求条件、及びデータモデル

◆ WG2. SDS : System Design & Security (アーキテクチャ、プロトコル、セキュリティ)

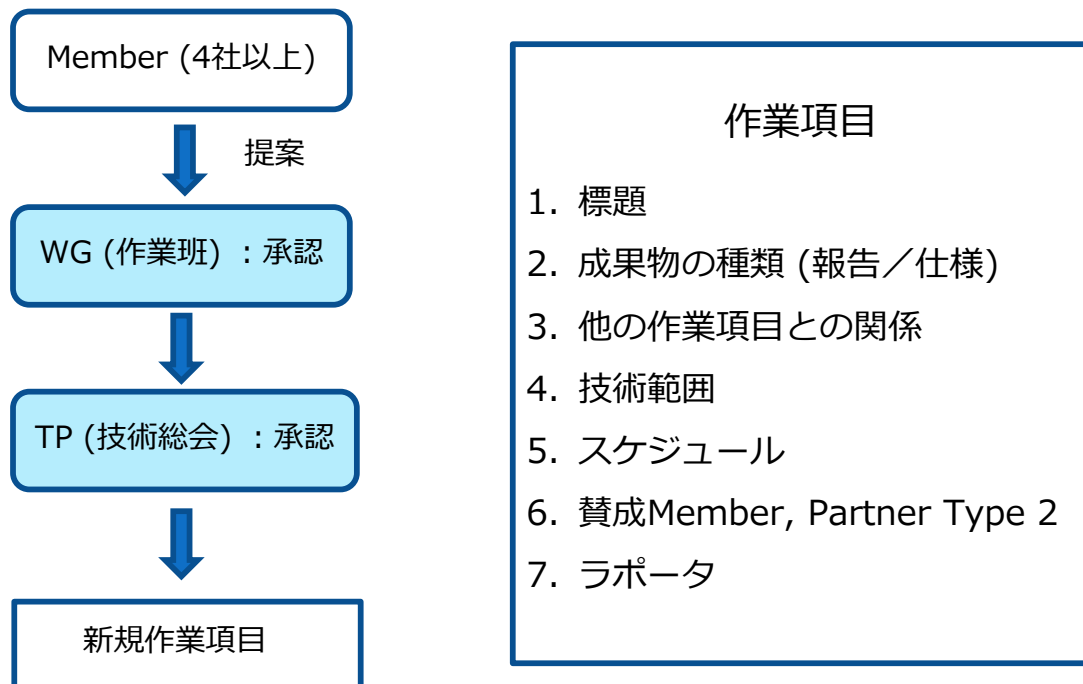
- アーキテクチャ技術仕様(Stage 2)、プロトコル技術仕様(Stage 3)、セキュリティ関連

◆ WG3. TDE: Testing & Developers Ecosystem (テスト)

- 仕様適合性試験、相互接続試験、アプリケーション開発者向けガイドブック

2-2-4 oneM2M

標準化プロセス - 作業項目の作成手順 -



2 - 102

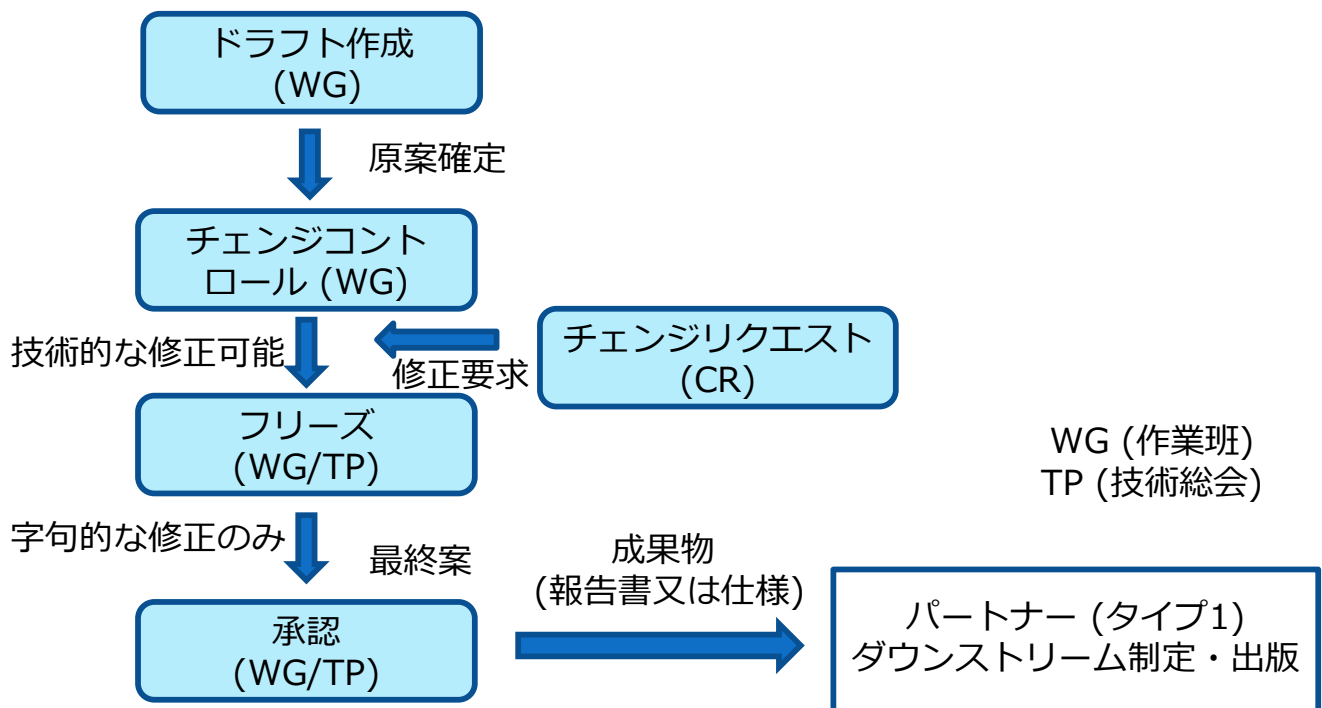
oneM2Mの標準化プロセスとして、まず新規作業項目の設定の流れを示す。

新たな作業項目を設定するには
標題、成果物の種類 (技術報告か／技術仕様か)、技術範囲、スケジュール、賛成メンバ／PT2、ラポータ
を決めた上で、作業を行う予定のWG (作業班) で提案する。
なお、この提案には、4社以上のメンバの賛同が条件である。

WGで承認を得て、さらにTP (技術総会) での承認により確定し、作業を開始することになる。

2-2-4 oneM2M

標準化プロセス - 成果物の作成手順 -



2 - 103

技術報告や技術仕様等の成果物の作成手順は以下のとおりである。

まず、作業項目を担当するWGにおいて、メンバ等からの寄書を元にドラフトを作成する。その編集作業はラポータが行う。

ある程度、内容が固まってきたら、チェンジコントロールの段階に入る。この段階に入ると、修正要求は所定の様式 (チェンジリクエスト) で行われ、修正内容がWG以外にも明確に分かるようになる。ここでは、技術的な修正が可能である。

これ以上技術的な修正がないと判断された文書はWG、TPの順に承認を受けてフリーズの段階に入る。ここでは、字句的な変更のみが許され、様式が整えられてWG、TPの最終承認にかけられる。

承認された成果物は、oneM2Mのホームページで公開され、パートナー (タイプ1) はその固有のプロセスに従って、ダウンストリーム制定を行い、これを出版する。

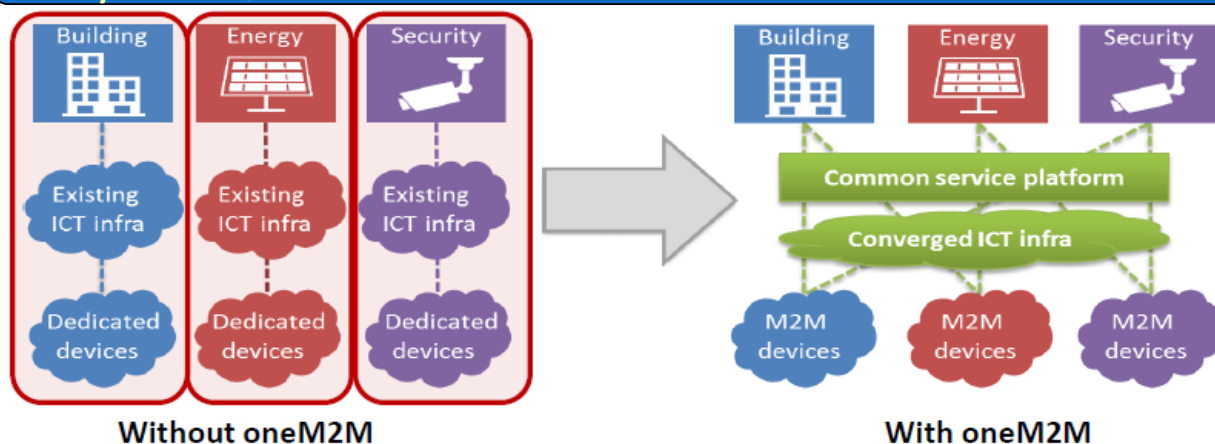
ダウンストリーム制定：ここでは3GPPで策定された仕様などを各パートナーSDO内で標準、仕様として制定すること。一般に国際標準化機関で制定されたものを地域や国内の標準として制定することをダウンストリームと呼んでいる。

2-2-4 oneM2M

oneM2Mの標準化の狙い

～Cross-Domainで相互接続可能なIoTの実現

標準化された水平方向プラットフォームは、マルチベンダーIoTエコシステムのkeyエネーブラー



- ・市場のfragmentation
- ・限定的なベンダーSpecificなアプリケーション
- ・同様なサービスをvertical毎に展開
- ・Interoperabilityの欠如

- ・E2E Common Service Capability Layer
- ・通信/データ・レベルのInteroperability実現
- ・Heterogeneousなアプリケーションとデバイス間のseamlessな相互作用

出典：山崎徳和 (KDDI) “oneM2M標準化活動の狙い”, oneM2M開発者向けチュートリアル2018/2/2

2 - 104

TTCは、ARIB、NICTなど関連組織と共催し、技術解説、製品デモ、普及促進のためのセミナー、ショーケース、開発者向けチュートリアルを鋭意実施している。

これまでに実施済の各イベントの資料は、それぞれ下記URLからダウンロード可能。

- ・oneM2Mリリース1セミナー「M2M標準化最新動向 - oneM2M技術仕様（初版）の全貌 -」（ARIB/TTC共催：2014/9/1開催）
<http://www.ttc.or.jp/j/info/seminar/history/rep20140901/download20140901/>
- ・oneM2Mショーケース（TTC/NICT/ARIB共催：2015/5/25開催）
<http://www.ttc.or.jp/j/info/seminar/history/rep20150525/download20150525>
- ・oneM2Mリリース2セミナー「IoT標準化最新動向 ～oneM2M技術仕様リリース2の全貌～」（ARIB/TTC共催：2016/9/9開催）
<http://www.ttc.or.jp/j/info/seminar/history/rep20160909/download20160909/>
- ・oneM2Mショーケース2（TTC/ARIB/NICT共催・総務省後援：2017/3/2開催）
<http://www.ttc.or.jp/j/info/seminar/history/rep20170302/download20170302/>
- ・oneM2Mを使用したIoT開発者向けチュートリアル～IoTサービスプラットフォーム「oneM2M」のアプリケーション開発の始め方～（ARIB/TTC共催：2018/2/2開催）
<http://www.ttc.or.jp/j/info/seminar/history/rep20180202/download20180202/>

業種内に閉じたサービス (Vertical) のデメリット

- ・デバイスを意識した開発
- ・個別開発で割高
- ・業界を超えたサービス連携が困難

共通プラットフォーム化 (Horizontal) のメリット

- ・収集システムとデータ利用を分離
- ・IoTデバイスの機能を削減し低コスト化
- ・水平分業、業種を超えたサービス連携

oneM2M技術仕様の特徴

- ・ベンダーロックインしない国際標準
- ・アプリケーション/プラットフォーム間のデータ連携が可能なIoTの共通プラットフォーム
- ・セマンティクスインターオペラビリティを充実させ、インターオペラビリティを確保
- ・オープンで堅牢なセキュリティ機能により、エンド・ツー・エンド・セキュリティを具備
- ・確実な動作、インターオペラビリティを保証するテスト・認証スキーム

BBF(Broadband Forum)の概要、目的

- ◆BBFのミッションは、ブロードバンドネットワークのホーム、インテリジェントな中小企業およびマルチユーザインフラの新技术と標準を活用し、新市場と収益性の高いビジネスを開拓することにある。
- ◆NFV、SDN、超高速アクセス、IoTおよびオープンソースイノベーション技術の活用により、接続されたホームとビジネス、アクセスと統合5Gインフラおよびクラウドのための超高速なブロードバンドサービスを可能にする。
- ◆宅内、有線、無線アクセス、バックボーンネットワークを含む統合ブロードバンドサービスを対象とする。

出典：BBF Webサイト <https://www.broadband-forum.org/about-bbf/our-mission>

BBFのMissionは、[BBF Webサイト](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/our-mission) (<https://www.broadband-forum.org/about-bbf/our-mission>) より引用した。

ブロードバンド フォーラムは、通信事業者、アプリケーション プロバイダ、ベンダがより優れたサービス主導のブロードバンドを提供できるよう支援する、業界主導のグローバル標準開発組織である。ブロードバンド業界がベストプラクティスを採用し、新しい戦略を導入できるように、相互運用可能な標準、認証、オープンソフトウェアを公開している。これにより、業界は接続性重視のビジネスモデルの課題を解決するだけでなく、エンドユーザに新しい付加価値サービスとアプリケーションに適したエクスペリエンス品質 (QoE)を提供する。

フォーラムで取り上げられる 3 つの主要な焦点領域は次のとおり。

- 接続されたユーザ：ユーザエクスペリエンスと、ユーザとそのデバイス全体にわたるブロードバンドサービスの配信を保証するプロトコル、ハードウェア、およびソフトウェア
- ブロードバンドネットワークアーキテクチャ：マルチサービスと統合ブロードバンドを可能にするネットワークアーキテクチャ、インタフェース、および要素
- プロバイダクラウド：ソフトウェア定義のブロードバンドサービス配信をサポートするクラウドインフラストラクチャ、アーキテクチャ、およびインタフェース

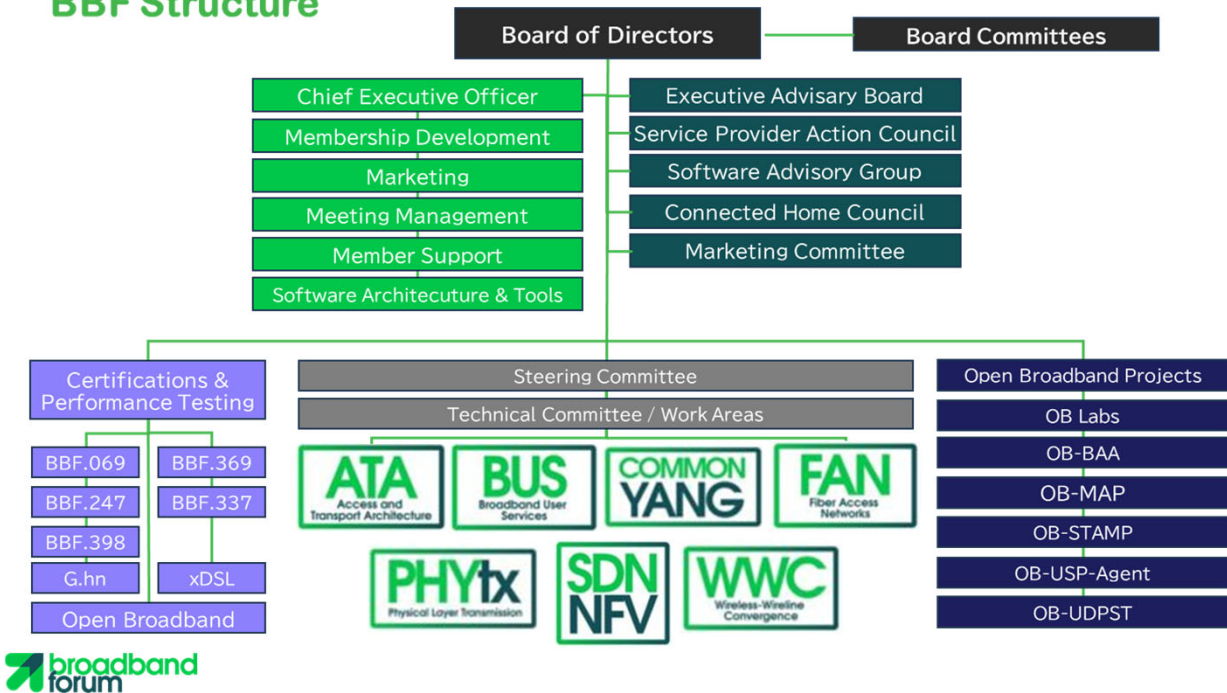
1994年にADSL Forumとして発足し、1999年にDSL Forumに名称を変更し、2008年にメタリック伝送に限定しない、ブロードバンドに関する全てのアクセス方式にスコープを拡張し、BroadBand Forumに名称を変更している。

また、2009年には、FR(Frame Relay) ForumやATM Forumから発展したIP/MPLS Forumも吸収し、IP/MPLSサービスも含め、活動範囲を広げている。

2016年以降、オープnbロードバンドを掲げ、オープンソースプロジェクトを急速に展開し、2019年には、正式に「オープン」な組織となり、オープンソースイノベーションを推進している。

BBFの構成

BBF Structure



出典：BBF Webサイト <https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work>

BBFの組織構成を図は、[BBF Webサイト](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work) (<https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work>) より引用した。

◆会議

定期会合は、年4回で四半期毎に1週間の会期で開催さる。開催地は米国、欧州、アジアで回されている。

◆BBFの組織規定は以下のものがある。

- [Bylaw](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/policies-procedures/bylaws-of-the-broadband-forum)：組織の目的、Membership、会合、役員などの組織規定。
<https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/policies-procedures/bylaws-of-the-broadband-forum>
- [Policy & Procedure\(P&P\)](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/policies-procedures)：ポリシーおよび標準化の手続きの規定（メンバのみに開示されている。）
<https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/policies-procedures>

2-2-5 BBF

メンバ - 会員種別、資格、会員数 -

2024年12月現在

Membership	資格	会費
Principal	全会合に参加可。投票権あり。役職になれる。 Workingドキュメントを含め全てにアクセス可。ML参加可。	\$19,950 (L) \$7,750 (S)
Startup	設立18カ月以内又は年間収益\$5M未満の会社。(BBF CEOの要承認) 最長2年間までのメンバシップ。資格はPrincipalと同じ。	\$2,500
Auditing	全体会合には出席可、委員会へは出席不可。投票権なし。役職になれない。 Workingドキュメントを含め全てにアクセス可。MLの受信可。	\$8,000 (L) \$5,700 (S)
Associate	学術関係 またはNPO (ボードディレクタの過半数の承認要) 全会合参加可。投票権なし。Workingドキュメントを含め全てにアクセス 可。ML参加可。委員会のWG議長へはなれる。	\$1,800
Regional Operator	加入者50万人以下のオペレータ	\$3,500
Individual Consultant	個人のコンサルや研究者 (BBF CEOの要承認)	\$300

(L) : Large 収益\$100M以上の企業、(S): Small 収益\$100M未満の企業

出典 : [BBF Webサイト](https://www.broadband-forum.org/access-details) <https://www.broadband-forum.org/access-details>

2 - 107

表は、[BBF Webサイト](https://www.broadband-forum.org/access-details) (<https://www.broadband-forum.org/access-details>) より作成した。

- ◆ BBFメンバには、以下のMembershipがある。
- ◆ 正規メンバのPrincipalは下記の資格を有する。
 - 1) 会合参加：全てのannual, general および committee meetingsに参加できる。
 - 2) 投票権：全てのフォーラムの問題やTechnical Report, Marketing Reportの投票権を持つ。
 - 3) ドキュメント入手：全てのworking documents, contributions, technical reportsやmeeting minutesを入手できる。
 - 4) 役職立候補：Board Director や Committee officerの役職に立候補できる。
 - 5) 寄書提出：Technical Committee や Marketing Committee へ寄書を提出できる。
 - 6) ML登録：BBFのすべてのMLに登録し、送受信できる。
- ◆ Startupは、設立18か月以内または年間収益\$5M未満で、最長2年間までで、資格はPrincipleと同じ。
- ◆ Auditingは、聴講会員で、全のドキュメントの入手やMLの受信、annual, general meetingへの出席は可能です。但し、Committee meetingへは出席できない。また、寄書提出不可、投票権もない。Plugfestへは出席可。
- ◆ Associateは、学術関係の会員で、ボードディレクタの過半数の承認で認められる。全ての会議への参加、全のドキュメントの入手やML登録は可能である。投票権はなく、Committee傘下のWG議長職にはつくことができる。
- ◆ Regional Operatorは、加入者5万人以下のブロードバンドオペレータ
- ◆ Individualは、個人のコンサルや研究者でBBF CEOの承認で認められ、会議参加およびドキュメントの入手可である。

メンバは、2024年12月19日現在で186メンバ (Principal 135, Regional Operator 6, Auditing 34, Associate 11) である。

日本企業では、NTT, NEC, 古河電工, 住友電工がmemberとなっている。

BBF Webサイトの[全メンバー覧](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/current-members) (<https://www.broadband-forum.org/about-bbf/current-members>) を参照。

2-2-5 BBF

標準化項目

2024年12月現在

Work Area(WA)	Mission/Scope
Access and Transport Architecture (ATA)	アクセス、ルーティングおよび伝送ネットワークインフラのアーキテクチャの要件を規定する。
Broadband User Services (BUS)	ブロードバンドサービスの開発、管理およびエンドユーザのサービス利用のための技術仕様、実装ガイド、テスト計画やマーケティング白書を提供する。(TR-069 CPE WAN Management等を含む)
Common YANG	共通YANGモジュールの仕様、テスト計画、認証。
Fiber Access Networks (FAN)	サービス展開の加速および相互接続性の確保に向けて、BBFのネットワークアーキテクチャへファイバアクセス技術を展開するための要件を規定する。(PONベースのモバイルバックホール等を含む)
Physical Layer Transmission (PHYtx)	アクセスおよび宅内ネットワークのマルチベンダー化に向けた、テスト計画、技術仕様およびマーケティング文書を提供する。(VDSL2やG.fast等を含む)
SDN and NFV	SDNおよびNFVの実装をブロードバンドネットワークへの展開を検討。
Wireline-Wireless Convergence (WWC)	無線アクセスおよび有線アクセス技術の融合、相乗効果を検討。有線ネットワークにモバイルネットワーキングが関与するシナリオの検討。

出典：BBF Webサイト <https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/organization>

2 - 108

表は、[BBF WebサイトWorkArea](https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/organization) (https://www.broadband-forum.org/about-bbf/how-we-work/organization) より作成した。

技術委員会 (Technical Committee)傘下に7つのWorking Areaがあり、表に示す検討を行っている。

Open Broadband

変更された IPR ポリシーと、場合によっては異なるソフトウェア ライセンスを使用する一連の独立したプロジェクト

BBFで作成した技術仕様書、レポートおよび市場レポートは、[BBF Webサイト Document](https://wiki.broadband-forum.org/display/RESOURCES/Broadband+Forum+Published+Resources) (https://wiki.broadband-forum.org/display/RESOURCES/Broadband+Forum+Published+Resources) を参照。

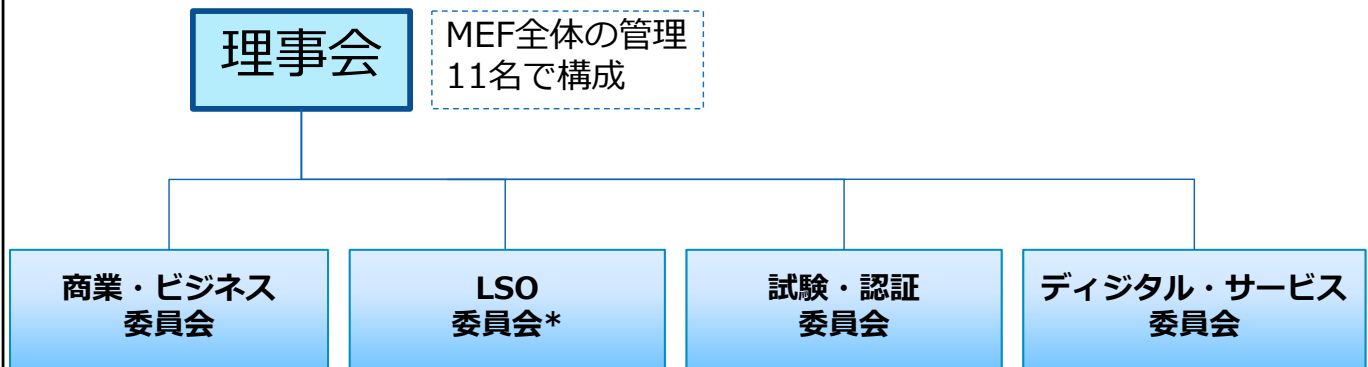
MEF(Metro Ethernet Forum)の概要、目的

- ◆ 2001年 設立
- ◆ キャリアイーサネットの開発・サービスを目的
- ◆ 当初、企業ユーザ向けに光メトロ網でのイーサネットの利用をしたサービスを対象
- ◆ 近年は、光、キャリアイーサネット、IP等アンダーレイ接続サービス、SD-WANサービス、サービスライフサイクルのオーケストレーション (LSO) をサポートするAPI等、活動範囲を拡大している
- ◆ 認証プログラム (MEF Certification Program)を有する
 - サービスプロバイダ向け
 - 製造業者向け
 - 電気通信業界の専門家向け

- ◆ 団体の名称を、Metro Ethernet Forumから、MEFを正式名称に変更した。法的名称は、“MEF Forum”となる。
- ◆ キャリアイーサネット
通信事業者が通信サービス網ネットワークとして使用するための機能を持つイーサネットのことで、従来の企業LANやキャンパスLAN向けのイーサネットと区別するため「キャリアイーサネット」と呼ばれる。キャリアイーサネットには、高い拡張性 (Scalability) ・信頼性 (Reliability) ・運用性 (Manageability) が要求される。
- ◆ 光メトロ網
トランスポートネットワークは、大都市間を接続するコア網、大都市内・主要エリア内を接続するメトロ網および加入者を接続するアクセス網からなる。コア網およびメトロ網は大容量の信号を接続するため光伝送技術が用いられる。

<https://www.mef.net/>

MEFの構成



*LSO : Life Cycle Service Orchestration Committee

- ◆ MEFのbylaw (<http://www.mef.net/membership/bylaws>) によると、
 - 年に一度、会計年度終了後60日以内に総会が開催される。総会においては、任期の終わる理事 (Director)に代わる理事の選出などが行われる。
 - 通例として、一般会合は、年に4回開催され、開催場所は北米2回・欧州1回・アジア1回となっている。
 - 総会・会合の10日から90日前にMEFの会員に開催通知が送付される。
 - 総会・会合の定足数は投票権を持つ会員の 1/3 以上である。
- ◆ 理事会は、11名の理事からなり、MEF全体の管理を行う。
- ◆ 理事会(BoD; Board of Directors)の配下に、次の4つの委員会 (Committee)が配置されている。
 - 商業・ビジネス委員会 (Commercial & Business Committee)
 - 産業ニーズに基づき、デジタルトランスファーを実現するためのビジネス側面を検討
 - 試験・認証委員会 (Test & Certification Committee)
 - テスト手順に基づく認証プログラムのプロモーション、技術者の資格認定
 - デジタル・サービス委員会 (Digital Services Committee)
 - サービスの購買からオペレーションまでの標準プロセスを検討
 - LSO委員会 (LifeCycle Service Orchestration Committee)
 - 複数プロバイダーネットワークやネットワーク内の複数ドメインに渡るサービスのライフサイクル自動化にオープンAPIの使用仕様の検討

メンバ - 会員種別、資格、会員数 -

全てのクラスのメンバーは、委員会または作業委員会の機密情報を含む文書を除き、全ての作業委員会の作業文書、会議議事録、寄稿文、および報告書へのアクセスが可能

◆ 会員種別

- Principal Member (正会員)
 - 年会費 \$22,500
 - 投票権を有する
- Enterprise Member (ICTプロバイダー以外も可)
 - 投票権なし
 - 年会費 \$5,000
- Ecosystem Member (収益が\$400M以下のプロバイダ等のオペレータ)
 - 投票権なし
 - 年会費 \$15,000
- Ecosystem Subscriber (収益が\$40M以下のプロバイダ等のオペレータ)
 - 投票権なし
 - 年会費 \$5,000
- Ecosystem Supplier
 - 投票権なし
 - 年会費 \$2,500

◆ 会員数: 190社

- キャリア、製造業者、研究機関

2024年12月現在

◆ メンバ

- 会員種別には、正会員 (Principal Member) とエコシステム・メンバー、エコシステム・サブスクリイパー、エコシステム・サプライヤー、エンタープライズ・メンバー、パートナー・メンバー、個人メンバーの6つの会員クラスがある。
- 正会員はNHY技術プロバイダー、コンサルタント、インテグレーター、アグリゲーター、データセンター、ハイパースケーラー、サービスプロバイダー、テストまたは認証プロバイダー 総称して「NHYプロバイダー」を含む情報通信技術-「NHY」業界の参加者が対象。年会費は \$22,500である。
- Enterprise MemberはICTサービスプロバイダー以外の企業も対象。年会費は \$5,000である。投票権は持たない。
- Ecosystem MemberはICTサービスプロバイダーが対象。年会費は、\$15,000である。投票権は持たない。
- Ecosystem Subscriberはサービスプロバイダーが対象。年会費は \$5,000である。投票権は持たない。
- Ecosystem Supplierはサービスプロバイダーが対象。年会費は \$2,500である。投票権は持たない。
- 通信事業者・製造業者・研究機関が参加している。

<https://www.mef.net/join-mef/#options>

標準化項目

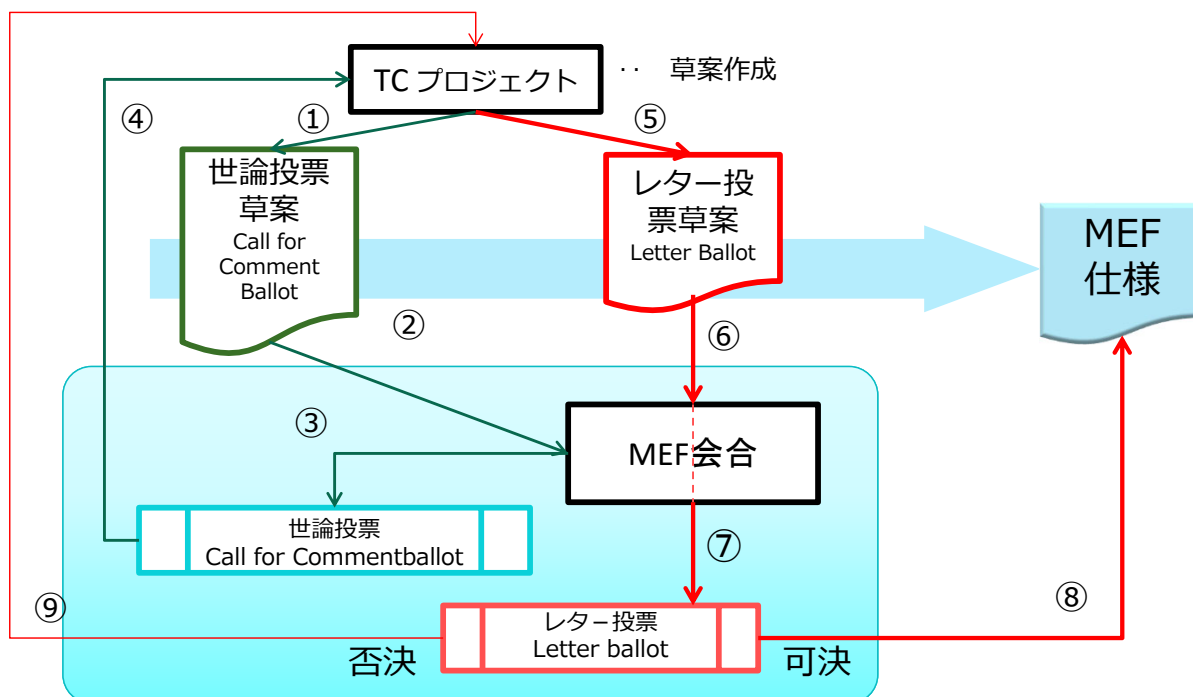
◆MEFで標準化する技術分野

主な技術分野	概要
Secure Access Service Edge (SASE)	セキュリティとネットワーキングに対するポリシーベースのアプローチで、アクセス方法のユーザー中心への変化に対応したサービス フレームワークを定義し、セキュリティ機能、ポリシー、接続サービスなど、サービス プロバイダーと SASE サービスのサブスクリャー間のサービス属性を指定
Zero Trust	デジタル インタラクションの全段階を継続的に検証する、サイバーセキュリティの戦略的アプローチで、アクセスと使用を識別した承認が必要になる
SD-WAN	SD-WANサービス属性とサービス仕様 (MEF 70.2) は、ソフトウェア定義ネットワークの自動化対応に必須である。
IP	複数プロバイダー間の統合されたIPVC対応の責任の分界点となる外部INF (EI) の適宜を進めている。現在、プライベートIP VPNサービスに取り組む
Carrier Ethernet	技術非依存のレイヤー2サービスを定義。バックホール、クラウドアクセス、エンド-エンドサービス用アクセス、トランジット、リテールで使用可能
Optical Transport	標準化された光伝送サービス (レイヤ1接続サービス) を定義し、Life Cycle Orchestration (LSO) と組み合わせることで、サービスプロバイダーのニーズと運用コスト削減を実現する。
5G	技術標準とSDKを組み合わせ、テクノロジー サプライヤやサービス プロバイダのエンタープライズ DX機能の促進に、プロジェクトを公開している

標準化項目

- ◆ Secure Access Service Edge (SASE)
セキュリティとネットワーキングに対するポリシーベースのアプローチで、ユーザーのネットワーク、アプリケーション、およびデータへのアクセス方法が、ネットワーク中心からユーザー中心に変化したことへの対応であり、SASE 標準は、Secure Access Service Edge (SASE) サービス フレームワークを定義し、セキュリティ機能、ポリシー、接続サービスなど、サービス プロバイダーと SASE サービスのサブスクリャーの間で合意する必要があるサービス属性を指定する
- ◆ ゼロトラスト
暗黙の信頼を排除し、デジタル インタラクションのすべての段階を継続的に検証することで、組織を保護するサイバーセキュリティへの戦略的アプローチ
アクセスと使用を識別して承認することが必要となっている。
- ◆ SD-WAN
SD-WANサービスを定義するグローバル標準であるSD-WANサービス属性とサービス (MEF 70.2) を公開。
SD-WANサービスの定義は、自動化されたネットワーク全体で調整された、SD-WANサービスの販売、市場導入、および認証を加速するための基本的なステップです。
- ◆ IP
MEFはサブスクリャーIPサービス属性技術仕様 (MEF 61.1.1) を、複数のプロバイダーにまたがって統合されたIPサービスに関する最初の標準として公開。現在アクティブなプロジェクトの中で、IPサービス属性標準を更新して、プライベートIP VPNサービスに取り組んでおり、この先、オペレーターサービスの検討を計画している。
- ◆ キャリアイーサネット
MEF定義のキャリアイーサネットサービスで、多数の公開された標準が組み込まれている。CEオーケストレーション対応サービスは、グローバルCEサービス市場で利用可能なパフォーマンス、保証、俊敏性を提供します。CEサービスポートフォリオには、一連の加入者サービス (E-Line, E-LAN, E-Tree)、オペレーターサービス (Access E-Line, Access E-LAN, Transit E-Line, Transit) を含む。
- ◆ 光トランスポート
イーサネット、ファイバーチャネルクライアントプロトコル、レガシーWANサービス用SONET/SDHクライアントプロトコルをサポートする加入者サービス向け光トランスポートサービス仕様 (MEF 63) を公開。
オペレーターとサービスプロバイダーとの間の簡素化された高速な相互接続を可能にする。サブスクリャーL1サービス (MEF3.0) で、エンドユーザーに接続が可能となる。
- ◆ 5G
技術標準および SDK と組み合わせて、テクノロジー サプライヤおよびサービス プロバイダ全体でのエンタープライズ デジタルトランスフォーメーションの機能を促進するために、数多くのプロジェクトを公開している。
- ◆ 技術仕様書は下記のURLを参照のこと。
<https://www.mef.net/resources/technical-specifications>

標準化プロセス



注: 標準化プロセスは公開されていないため入手した情報から想定したイメージ

◆ MEFの標準化プロセスは公開されていない。以下、入手した情報から想定されるものを記す。

- TC(技術委員会)内のプロジェクトにおいて、草案が作成される。
- 草案には以下の2つのレベルがある。
 - ① 世論投票 (Call for Comment Ballot) レベルの草案 (世論投票草案)
 - ⑤ レター投票 (Letter ballot) レベルの草案 (レター投票草案)
- プロジェクトで作成された世論投票草案は、MEF会合に提出され、世論投票 (Call for Comment Ballot) にかかり、再びプロジェクト内で精査される。(図中 ① ② ③ ④のループ)
- 上記のプロセスを何度か繰り返した後、レター投票草案が作成されると、MEF会合においてレター投票 (Letter ballot) が実施され、可決されるとMEFの仕様となる。(図中 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ のルート)

W3Cの概要、目的

- ◆ W3C(World Wide Web Consortium(ダブリュー サンシー)) は、ウェブ技術の標準化と推進を目的とした、会員制の国際的な産学官共同コンソーシアムである。
- ◆ W3C は、技術仕様やガイドラインを勧告 (Recommendation)として策定、標準化することを主な活動としている。業界標準として幅広く利用されているXML (Extensible Markup Language)やXML Schema、ウェブページ記述言語XHTML(Extensible HTML)/HTML (HyperText Markup Language)、CSS (Cascading Style Sheets)スタイルシート、2次元ベクタ画像形式SVG (Scalable Vector Graphics)、同期マルチメディア記述言語 SMIL(Synchronized Multimedia Integration Language) など、ウェブの核となる多くの技術はW3Cによって策定、標準化された。

次のホスト組織が共同運営している。

- (1) 米国 マサチューセッツ工科大学計算機科学人工知能研究所 (MIT CSAIL)
- (2) 欧州情報処理数学研究コンソーシアム (ERCIM)：欧州 19 カ国の各代表研究機関で構成。本部はフランスにある。
- (3) 慶應義塾大学 (W3C/Keio)
- (4) 北京航空航天大学 (W3C/Beihang)

コンソーシアムにより提供されるサービスには、開発者及び利用者のための World Wide Web に関する豊富な情報、新技術を応用した様々なプロトタイプやサンプルアプリケーションの開発などが挙げられる。現在までに 453 を超える組織がコンソーシアムの会員として参加しており、日本からはこのうち約 46 組織が参加している。

全会員リスト：<http://www.w3.org/Consortium/Member/List>、

日本会員：<http://www.w3.org/japan/jp-members>

W3C は、

「ウェブは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、言語、文化、場所などの違いや身体的、精神的能力にかかわらず、全ての人に提供されるべきものである。」

という命題を掲げ、ユニバーサルアクセスの実現に努めている。

様々な言語でのウェブアクセスを実現するウェブの国際化 (I18N)、ハードウェアに依存しないウェブアクセスを実現する Device Independence (DI)、音声を含む様々な入出力デバイスに対応し、ウェブユーザインタフェースを拡張する Multimodal Interaction、さらには障害を持つ人を含む全ての人が使いやすいウェブを実現する Web Accessibility Initiative (WAI) といった活動も推進している。加えて、RDF (Resource Description Framework) や WOL (Web Ontology Language) といったセマンティックウェブ (Semantic Web) の基盤技術や、SOAP (Simple Object Access Protocol) や WSDL (Web Services Description Language) といったウェブサービスの基盤技術、あるいは複数のマークアップ言語の混在を可能とする CDF (Compound Document Formats) といった先端技術仕様の策定だけでなく、策定した仕様の品質保証を確保する QA (Quality Assurance) や、ウェブ上でのプライバシーの取り扱い、さらには技術仕様策定に絡む特許問題を取り扱うパテントポリシー (Patent Policy) など、ウェブを取り巻く多岐にわたる活動に積極的に取り組んでいる。近年では各産業や生活に結びついたウェブ活用へも注力しており、ウェブがより人に寄り添った世界を具現化させている

日本における W3C 事務局 (慶應義塾大学 SFC 研究所 W3C) の連絡先を示す。

- ・連絡先：〒252-0882 神奈川県藤沢市遠藤5322
- ・Tel. 03-3516-2504 Fax. 03-3516-0617
- ・e-mail：keio-contact@w3.org

W3Cの構成

◆ 組織構成

- W3Cは、その運営を担うMIT、ERCIM、慶應義塾大学、北京航空航天大学のいずれかのホストに所属するW3Cスタッフと、組織単位での参加となるW3C会員から構成される。

◆ 運営体制

- 技術と運営の双方にそれぞれ責任者を置き、バランスのとれた運営体制を確保している。
- 技術全体を統括するディレクタ(Director)と呼ばれる技術統括責任者がおり、技術統括責任者が所属するMIT CSAIL以外の各ホストには、これを補佐する技術統括副責任者(Deputy Director)が各1名、各ホストの運営を統括するサイトマネージャ(Site Manager)が設置されている。

組織構成

- W3Cスタッフは、W3Cで行われている技術的な作業を主導、監督する多くの専門家と、運営に携わる事務やシステム管理を担当するスタッフから構成される。現在、世界中で約80名がW3Cスタッフとして勤務している。
- W3Cでは、ウェブに関する技術開発とW3Cへの国際的な参画を促進するために、多くの国や地域にW3Cオフィスを開設している。W3Cオフィスは、各国各地域における連絡先としての機能を果たすだけでなく、それぞれの国や地域のウェブコミュニティと協調し、現地語によるW3C技術の普及活動を積極的に展開している。
- W3Cオフィスは欧州を中心に、オーストラリア、ベネルクス(ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)、ブラジル、中国、フランス、フィンランド、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、インド、イスラエル、イタリア、韓国、ロシア、セネガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、アイルランドの計19の国と地域に開設されている。

運営体制

- 運営全体は議長(Chair)の役割も担う最高執行責任者(Chief Executive Officer(CEO))によって統括される。これを補佐する副議長(Associate Chair)は各ホストに1名ずつ置かれており、全てW3Cスタッフが務める。
- W3CではW3Cメンバも運営に参加する。
- W3Cの運営顧問の役割を果たす運営理事会(Advisory Board(AB))と、ウェブ技術全体に関わる技術仕様に関与する技術顧問の役割を果たす技術諮問委員会(Technical Architecture Group(TAG))がこれにあたる。これらの構成員は原則的に、ABについては9名、TAGについては8名がそれぞれW3Cメンバから選出され、ベンダの片寄りのない中立な体制である。任期はどちらも2年。
- 各会員組織の代表(Advisory Committee Representative(AC Rep))が参加するW3C会員総会(AC Meeting)は年2回行われ、W3C全体の運営について議論される。
- 各会員組織の技術者や専門家らが参加し、W3C技術全般について議論する技術全体会合(Technical Plenary)は年1回行われる。

WGの構成

- ◆ W3Cでは、具体的な技術仕様やガイドラインの策定はワーキンググループ (WG)で行われる。主にW3Cメンバからの参加者と、W3Cの技術スタッフによって構成される。
- ◆ 各WGは次の5つのドメインのいずれかに属し、WG憲章がその活動方針を明確に規定する。
 - Ubiquitous
 - Interaction
 - Technology and Society
 - Web Accessibility Initiative(WAI)
 - Information and Knowledge

WGは、下記のURL参照

<https://www.w3.org/Consortium/activities#Working>

通常、WGを運営する議長はW3C会員の参加者から選ばれ、W3Cの技術スタッフは担当責任者として議長を補佐する。また必要な場合は、会員、スタッフ以外の専門家を招聘専門家 (invited expert) として迎え入れることもある。各ドメインは取り扱うトピック毎にアクティビティと呼ばれるグループに細分化される。各アクティビティは、仕様を策定する一つ以上のWGから構成され、策定作業は行わず、議論を目的としたIGや、グループ間の調整を行う Coordination Group (CG) が含まれることもある。またWG同様、各アクティビティの活動方針は、アクティビティステートメントで明確に規定される。なお、各ドメインにはドメインリーダーが、各アクティビティにはアクティビティリーダーがそれぞれW3Cスタッフから配置され、作業を主導、監督する。(活動のグループとしては、それぞれのビジネステーマに沿ったBusiness Group (BG) も存在します。)

一般にWGは週に1、2回の電話会議と、2~3ヶ月に一度の実際に顔を合わせる会合を通じて、策定作業を進める。日常的な議論や情報交換にはメーリングリストが、情報の蓄積や閲覧にはウェブが用いられる。もちろん策定された勧告もウェブ上に公開される。一部のWGの活動は会員以外にも公開されているが、策定作業に直接携われるのはWG参加者のみに限られる。

1) Ubiquitous:ウェブを支える基盤技術の改善と自動処理の推進

関連技術: XML/ XML Schema/ XML Processing Model/ XSL/ XSLT/ XPath/ XML Query/ XML Base/XLink/ XPointer/ XML Binary Characterization/ DOM/ SOAP/ WSDL/ WS-Choreography/ WS-Addressing/ Semantic Web Services/ URI/ IRI/ 国際化

2) Interaction:ウェブ上の情報に対する新しいアクセス手法の探求

関連技術: HTML/ XHTML/ XForms/ CSS/ WebCGM/ PNG/ SVG/ SMIL/ Timed Text/ MathML/ VoiceXML/ SRGS/ SSML/ MMI/ InkML/ Rich Web Client/ CDF/ Mobile Web Initiative (MWI)/ Device Description/ Device Independence (CC/PP)

3) Technology and Society:ウェブ上の政策的課題に取り組む支援技術の提供

関連技術: Patent/ XML Encryption/ XML Key Management (XKMS) Policy/ Privacy (P3P)/ PICS/ Web Ontology (OWL)/ SPARQL/ Rule Interchange Format (RIF)/ XML Signature

4) Web Accessibility Initiative (WAI):障害を持つ人を含む全ての人が使いやすいウェブの実現

関連技術: W3C技術の検証 (Protocols and Formats) / ガイドライン策定 (WCAG) / UAAG/ ATAG) / 評価・修正ツールの評価と開発 (Evaluation and Repair Tools) / 普及・啓発活動

5) Information and Knowledge:情報、知識ドメインの使命 (構造化された情報の公開と配布の促進)

関連技術: RDF/ Semantic Web/ CSV/ Web Annotation/ Digital Publishing/ Data/ Spatial Data

メンバ - 会費 -

◆W3Cのメンバー会費を下記に示す。

条件	年間収入等の条件	年会費
営利企業	最新の監査済み明細書の年間総収益が1000億円以上	740万円
営利企業	最新の監査済み明細書の年間総収益が500億円以上 ～1000億円未満	620万円
営利企業	最新の監査済み明細書の年間総収益が57億5千万円以上 1つのInterest Group (IG) のみの参加に限定される。(利用期間： 2年間)	310万円
営利企業	最新の監査済み明細書の年間総収益が57億5千万円以上500億円未満	272万円
非営利企業・教育機関・ 行政組織その他	—	85万円
企業/非営利団体	・年間総収益が2億5千万円未満の従業員10名以下 ・過去2年間にW3C非加入	21万5千円

年間会費は、組織の本部または本社 (Headquarters) のある国・営利か非営利等・年間収入 (gross revenue) ・参加開始時期などによって決まり、日本の場合には円で支払う。

<https://www.w3.org/Consortium/fees?countryCode=JP&quarter=01-01&year=2024#results>

標準化プロセス

- ◆ W3Cプロセスドキュメントで規定。
- ◆ 一般の開発者コミュニティ全体に対しても直接レビューを依頼し、会員以外からのコメントに対しても会員と同様に対応する。
- ◆ 5つの段階に分けて技術仕様やガイドラインを公開し、各段階でレビューが行われ、仕様が確定される。

No	段階
1	公開草案初版(First Public Working Draft)
2	草案(Working Draft)
3	勧告候補(Candidate Recommendation)
4	勧告案(Proposed Recommendation)
5	勧告(Recommendation)

- 1) 公開草案初版 (First Public Working Draft)
仕様の策定において最初に公開される原案で、標準化に向けた策定作業が開始されたことをW3C内外に告知する役割を担う。特に合意や技術的な質は要求されないが、特許関連の調査期間が設定される。
- 2) 草案 (Working Draft)
公開草案初版以降、最終草案までの間に公開される更新版である。他の段階から差し戻されてくる場合もある。なお、必ずしも全ての草案が勧告になるとは限らない。
- 3) 勧告候補 (Candidate Recommendation)
草案が要件を満たすと、ディレクタは諮問委員会 (Advisory Committee) に実装を試みる依頼 (Call for Implementation) をアナウンスし、文書は、勧告候補 (Candidate Recommendation: CR) に進む。(2014年8月に、従来あった最終草案 (Last Call Working Draft) がこのCRに統合された)
- 4) 勧告案 (Proposed Recommendation)
W3C会員全体によるレビューが実施される。レビュー期間は最低でも4週間設定される。会員からの合意が得られない場合は、勧告候補または草案に差し戻される。また、勧告案になるためには2つ以上の実装とテストの実施がなされなければならない。
- 5) 勧告 (Recommendation)
W3C 会員によるレビューを経た後、技術統括責任者の承諾を得て、勧告として公開される。

原則として一度勧告になった仕様の変更は行われませんが、間違いなどを修正するために勧告修正案 (Proposed Edited Recommendation) が公開されることがある。この場合もレビューと合意に基づく手続きを経て、更新版となる勧告が公開される。なお新たに機能を追加したり、既存の機能を修正したり更新したりする場合は、新しい仕様として策定しなおすことになる。

この他、仕様策定プロセスには含まれない W3C 技術文書として、WG Note、Team Submission、Member Submission がある。WG Note は WG によってまとめられた技術的なアイデアで、勧告の運用に関するものなどがある。Team Submission は W3C のスタッフによって提案された技術的なアイデアで、勧告を策定する上での問題点やそれに対する解決案、あるいは新しい技術分野に対する提案など、内容は多岐にわたる。Member Submission は W3C 会員組織によって提出された技術仕様や技術提案で、必ずしもそうなるとは限らないが、新たな技術仕様策定の叩き台になる場合もある。なお Member Submission は一定の条件を満たす必要がある。

活動参加

- ◆ W3Cの仕様策定に関する議論は公開メーリングリストで行われているが、W3Cのメンバとなると、以下の権限 (メリット) と義務が与えられる。
 - W3C会員専用ウェブページ閲覧
 - 全てのW3Cグループに参加 (Introductory Industry Memberを除く)
 - W3C Advisory Committee (AC) Meeting (W3C年次総会) 参加
 - W3Cより最新情報を都度ACに情報共有のために配信される
 - Technical Architecture Group (TAG, 技術諮問委員会) と Advisory Board (AB, 顧問委員) の選挙権
 - W3Cパテントポリシーに則った情報開示義務
 - W3C Business Groupに無償で参加

2 - 119

W3Cの仕様策定に関する議論は、基本的に公開メーリングリストで行われている。公開メーリングリストに参加しているのは以下である。

- (1) 一般の技術者
- (2) W3Cメンバの技術者
- (3) W3Cチームスタッフ

メンバ加入手続き前であっても参加可能である。メーリングリストの登録方法など詳細については、それぞれのウェブページを参照のこと。

(公開メーリングリストの一覧は、<https://lists.w3.org/Archives/Public/> を参照のこと)

主な公開メーリングリスト

- 1) HTML5 Japanese Community Group

ウェブ : <https://www.w3.org/community/html5jp/>

メーリングリスト : public-html5jp-contrib@w3.org

- 2) Web and TV IG

ウェブ : <http://www.w3.org/2011/webtv/Overview.html>

メーリングリスト : public-web-and-tv@w3.org

会合参加

参加登録 : 年2回開催される定期総会の場合は、事前に登録 (Registration) をウェブで行うが、それ以外の各グループの会合は現地にて登録を行う。

定期総会の開催通知は、AC Rep に都度メール配信される。

会合はホテルなどでの開催が基本であり、会場についたら受付場所で受付を行って会合に参加する。(事前にウェブで登録する場合もあるが、現地での登録も可能。)

会合前後で日本国内での関係者による打合せは特に開催していない。

寄書の提出

寄書の提出はW3C勧告までの各過程 (草案、最終草案、勧告候補、勧告案、勧告) の公開日までにメールにてW3C事務局宛て送付することになっている。寄書が提出できるのは会員に限られる。

寄書に関する詳細については、以下のウェブページを参照のこと。

<http://www.w3.org/2014/Process-20140801/>

日本における運営ホストの役割

- ◆ W3C/慶應義塾大学(W3C 慶應) は、日本及び W3C オフィスの置かれている韓国を含む東アジア地区を担当するW3C運営ホストである。
- ◆ 技術面では特に、Open Web Platformを軸として、2014年10月にW3C勧告として公開されたHTML5関連の技術促進や、各産業での登用を見据えてCSS、Timed Text、Accessibility、Web Payments、SVG、Automotive、Web of Thingsなどを、各分野で活用されるように取り組んでいる。

- W3C 慶應は、神奈川県藤沢市の慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス (SFC) 内に併設されている。
- 慶應義塾大学 SFC 研究所にオフィスを構え約10名が W3C スタッフとして活動している。
- W3C/Keioでは、年2～3回、日本会員を対象とした会合を開催している。
- 技術分野については、2018年1月28日開催のTTCセミナー資料「W3C標準化と今後の展望」(芦村和幸氏)から抜粋